

第百六十九回国
参議院法務委員会會議録第十一号

平成二十年五月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十日

辞任

松野 信夫君

水岡 俊一君

丸山 和也君

五月二十一日

辞任

徳永 久志君

若林 正俊君

五月二十二日

辞任

鈴木 寛君

外添 要一君

補欠選任

徳永 久志君

今野 東君

若林 正俊君

補欠選任

松野 信夫君

丸山 和也君

補欠選任

足立 信也君

森 まさこ君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

森 まさこ君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

近藤 正道君

鳩山 邦夫君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

警察庁刑事局長

金融庁総務企画

局審議官

金融庁総務企画

局参事官

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務大臣官房審

議官

米田 壯君

細溝 清史君

三村 亨君

倉吉 敬君

大野恒太郎君

川北 力君

山口 一夫君

大谷 直人君

古川 慎久君

河井 克行君

山本 明彦君

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森 まさこ君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

近藤 正道君

鳩山 邦夫君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

警察庁刑事局長

金融庁総務企画

局審議官

金融庁総務企画

局参事官

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務大臣官房審

議官

米田 壯君

細溝 清史君

三村 亨君

倉吉 敬君

大野恒太郎君

川北 力君

山口 一夫君

大谷 直人君

古川 慎久君

河井 克行君

山本 明彦君

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森 まさこ君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

近藤 正道君

鳩山 邦夫君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

警察庁刑事局長

金融庁総務企画

局審議官

金融庁総務企画

局参事官

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務大臣官房審

議官

米田 壯君

細溝 清史君

三村 亨君

倉吉 敬君

大野恒太郎君

川北 力君

山口 一夫君

大谷 直人君

古川 慎久君

河井 克行君

山本 明彦君

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森 まさこ君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

近藤 正道君

鳩山 邦夫君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

警察庁刑事局長

金融庁総務企画

局審議官

金融庁総務企画

局参事官

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務大臣官房審

議官

米田 壯君

細溝 清史君

三村 亨君

倉吉 敬君

大野恒太郎君

川北 力君

山口 一夫君

大谷 直人君

古川 慎久君

河井 克行君

山本 明彦君

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森 まさこ君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

近藤 正道君

鳩山 邦夫君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

警察庁刑事局長

金融庁総務企画

局審議官

金融庁総務企画

局参事官

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務大臣官房審

議官

米田 壯君

細溝 清史君

三村 亨君

倉吉 敬君

大野恒太郎君

川北 力君

山口 一夫君

大谷 直人君

古川 慎久君

河井 克行君

山本 明彦君

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森 まさこ君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

近藤 正道君

鳩山 邦夫君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

警察庁刑事局長

金融庁総務企画

局審議官

金融庁総務企画

局参事官

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務大臣官房審

議官

米田 壯君

細溝 清史君

三村 亨君

倉吉 敬君

大野恒太郎君

川北 力君

山口 一夫君

大谷 直人君

古川 慎久君

河井 克行君

山本 明彦君

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森 まさこ君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

近藤 正道君

鳩山 邦夫君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

警察庁刑事局長

金融庁総務企画

局審議官

金融庁総務企画

局参事官

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務大臣官房審

議官

米田 壯君

細溝 清史君

三村 亨君

倉吉 敬君

大野恒太郎君

川北 力君

山口 一夫君

大谷 直人君

古川 慎久君

河井 克行君

山本 明彦君

内閣府副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森 まさこ君

化はあと一、二年掛かるんだと思います。ちょうどそのときに登記特会も廃止をされて、一般会計と一緒にするというところだと思っています。

したがって、コンピュータ化を進めてきたわけですから、そのためにハードというのか、そのための費用がかさんできた。これが一応完了に近づいてきておりますから、今度はランニングコストしか掛からなくなるわけでありまして、登記の証明書の値段というものは、今後三年間に大体どれくらい費用が掛かって、どれくらいの申請があるかということで割り算して決めるということでありまして、今後は当然下がる方向になると私は確信いたしております。

○前川清成君 ランニングコストにつきまして、登記特別会計の余剰金が三百七十三億円ありますので、これで十分賄えるのではないかなと思っております。

もう一点だけ御確認をさせていただきたいんですが、この登記簿謄本、そのコンピュータ化のための割り勘の費用ということで一通千円、国民の皆さん方からお預かりしているわけですが、公金、役所の皆さん方が謄本を取ったり、あるいは閲覧した場合にはただというふうなシステムになっております。そのための割合が少なかつたら、まあまあいかなというふうな大目に見ることもできるかと思うんですが、平成十八年度ですと、謄抄本、合計で七千五百四十五万六千九百五十一通発行されておりまして、うち千五百五十二万八千二百二十二通、率にして二〇・六％が公用。閲覧に至りましては五一・九％が公用。ただで取られております。

官だけがたまたま、民間だけが、しかも半分以上官の割り勘を負担するというような理由は私は全くないと思っておりますが、大臣、この点もいかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 公用のものをただにしております。これは登記手数料令第十九条という政令でございます。これを、公用をただにしないで、公用でも料金を取ることにするとします。そ

うしますと、国もあるでしょうが、自治体が多いんじゃないでしょうか、そういうところから証明書の料金あるいは閲覧の料金を取るということになります。いずれそれは国民の負担になるんだから同じじゃないかという意見もあります。

ただ、私が、おとといでしたかさきおととい、決算委員会でも前川先生の質問に三々にお答えいたしましたのは、私自身が、先生は割り勘とおっしゃいましたが、三年間の経費を三年間の予想される請求数で割って値段を出していると、それを民間に負担させて一通千円だと、こう決めているところ、その割り算するときの分母の方の公用が抜けているというのは、私の答弁が不正確だということになりますね。費用を割ることの分母の方は申請数から公用のものを除くと私は答弁してないわけですが、あのとき、ということ、

本来、公用も取るのが筋ではないかというふうに考えた。つまり、公用をただにするがゆえに民間の値段が高いというのはこれはおかしいと、そう思っています。今後、民事局長も納得をしておりますので、指示をしてその研究に入ろうと、こう思っております。

○前川清成君 これで終わるんですが、公用だからすべてただというのは極めて私は偏った考え方ではないかなと思います。

例えば、倉吉民事局長が法務局の視察のために東京から新幹線に乗って奈良に行かれる。新幹線の切符代も近鉄の特急券代も奈良交通のバス代も全部有料です。あるいは公用で電話を掛ける、N T Tはただでは許してくれません。あるいは公用で郵便を送る、切手を張らなければ郵便局は届けてくれません。公用だからだという考え方は本当に正しいのか、私は極めて偏った考え方ではないかと思っております。是非この点は御検討をお願いしたいと思います。

それでは、保険法の質問に入らせていただきます。去年大きな問題となりまして保険の不払、不払の

問題、これは大変大きな消費者問題ではなかったかな、こんなふうな思っています。大臣も衆議院の質疑の中で、契約者を消費者と呼び換えた上で、消費者に温かい保険法というような表現をお使いになられましたけれども、この保険法を業界の側だけで見るとはなくて、国民の側から、契約者、加入者の側から見ると、そういう視点が極めて大事ではないかなと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 全く前川先生御指摘のとおりでありまして、そういう観点がないならば、この保険法の改正の意義の過半は失われてしまふであろうと私は考えております。

もちろん、法務省という役所は生保業界や損保業界を監督するわけではありません。それは監督官庁は金融庁であつたり、あるいは共済であれば農水省であつたりするんであります。しかし、この保険法というものを商法の中から独立して、一つの保険法典として整備をして独立させると。そこで一番大事な観点は、やっぱり保険会社というのは強いものであつて、力のあるものであつて、保険契約者は基本的に言えば弱い一人の生活者あるいは消費者だ。もうこの観点に立つてできる限り法律を作つたつもりでございます。

○前川清成君 私も本日に大臣の御質問のとおりであらうと思っております。従業員が何万人、資本金が何千億円という片や大きな組織があつて、一方で一人一人の消費者の皆さん方。しかも、保険金が必要になるときというのは、火事で家が燃えてしまつて生活の基盤がなくなつてしまつた、あるいは一家の大黒柱が亡くなつてしまつて明日の生活費をどうしよう、という大変窮乏されたときです。だからそういう意味で、業界側にだけ偏つた法律を作るといふのであれば本日に今回の改正だけでは意味があるかなと、そんなふうな思っています。

そういうコンテキストでお聞きしたいんですが、大変問題となりました保険金の未払、不払についてこの法案ではどのような手当てがなされて

いるんでしょうか。 保険金の不払問題、今委員から御指摘ありました。支払事由に該当するにもかかわらず該当しないといつて保険金を支払わなかつたとか、それから、告知義務違反による解除が認められないケースなのに告知義務違反だといつて保険金を支払わなかつたもの等々があると、このように聞いております。

保険法案では、保険契約締結時の告知についての規定をまず見直しまして、保険募集人による告知妨害等があつた場合には、保険者は告知義務違反を理由に保険契約を解除することはできないということにしてあります。また、保険給付の履行期についての規定も新設いたしました。保険者が適正な保険金の支払のための不可欠な調査を行うために客観的に必要な期間が経過した、その後は保険者は遅滞の責を負うんだと、こういうことを定めてあります。

そして、ここがポイントでございますが、これらの規定については、保険法案の規定の内容よりも保険契約者等に不利な内容の合意をすることはできない、そのような合意は無効であるという、いわゆる片面的強行規定とすることにしてあります。

これらの規定によりまして、保険募集人による告知妨害等があつたにもかかわらず告知義務違反を理由に保険金が支払われない事案には対処することができまふ。そしてまた、調査の名目で保険金の支払が不当に引き延ばされるということを防ぐこともできます。

このようにして適正かつ迅速な保険金の支払がされるものと考えております。

○前川清成君 個々の論点についてはこれからもう本日に根拠り葉掘り、重箱の隅をつつくようにお尋ねしたいと思つていますが、今日から審議が始まりますので、私は、大臣にお答えいただいたように、まず基本的な理念を是非局長から語っていただきたいと思つております。

要するに、保険に関する契約関係というのは、

個々の消費者の皆さんは保険会社の提供する商品を購入するが購入しないかの権利しかありません。自分でオーダーするなんというところはできません。二番目に、いつ保険金がもらえるかという肝心な情報の提供は保険会社から聞くしかない。情報は一方的に偏在している。三番目に、肝心なめのお金をいつももらえるか、これも保険会社が決める。そういう意味で、大衆消費者の側が弱い立場にあるのではないかと、そういうふうにも思っています。

私は、山本副大臣御存じないかもしれませんが、当選して以来、サラ金の金利、これに頑張ってきたつもりなんです。サラ金は借りる人も借りない人もいます。しかし、保険、これはほとんど、この国に暮らすほとんどの人が何らかの意味でかわっておられる。そういう意味において最大の消費者問題だ、最も身近な消費者問題ではないかな、そんなふうにも思っています。

未払についても、何が原因であの大きな未払が起ったのか、そこについては是非コメントをお願いしたい、こう思うんですが、山本副大臣、お願いできますでしょうか。

○副大臣(山本明彦君) 不払、未払、支払漏れ、いろいろな理由があるかというふうにも思っています。やはり、今委員御指摘のように、消費者が一番でありますから、そうした意味で、これは保険といたしましては病気になるという事故に遭った被害に遭ったというふうな、まさに国民それぞれが危機管理を自分でやっている、そうした大変大切なものだというふうにも思っています。そうしたことで、支払った契約者にお金を支払わなかった、いろいろな理由で支払わなかったということは、これは大変大きな問題であるというふうにも私も承知をしております。

不払、未払、支払漏れ、いろいろありますけれども、先ほどの告知義務違反の問題があつていろいろあるわけですから、一つは請求主義というものがあつたのではないかと、そういうふうにも思っています。

おります。先ほど、保険会社の方が優越的地位があるという話がありましたけれども、請求主義であることはこれ間違いありませんので、契約者の方から請求をしてこなければならぬというふうな、こういうことが非常に大きな理由の中にあつたというふうにも私は思っています。

したがって、いろいろと中のシステムを変えまして、請求主義とか支払漏れとかないような形のもの、今システムを構築をしてきておるといふふうに私は承知しております。

○前川清成君 大変下世話な、平たい言い方をさせてもらいますと、保険会社の方は、理念的には副大臣おっしゃったとおりかもしれませんが、保険会社の方は保険金を払わない方がもうかるわけなんです。払ったら払うだけ損する。ですから、構造的に消費者と保険会社の方とは利害相反の関係にあるわけなんです。ですから私は、ただただ保険会社の良心にだけ頼つていかなければならない、その良心にだけ頼つていかなければならない、そんなふうにも思っています。

それで、今回、消費者庁の構想を福田総理の方がなさっています。どの権限を消費者庁に移すのか移さないのか、いろいろありますけれども、この保険会社に対する監督権限、これも保険会社が倒産しないように見張るとか、保険会社が悪いことをやったときにどうこうするというのは、これは金融庁に残してもいいのかもしれないが、しかし消費者を守るという側でいくと、やはり消費者庁に移さなければならぬのではないかな、そんなふうにも思っています。これはきつと通告していただきたいと思います。

その点で、その不払、未払に関して二十一条の条文についてお尋ねをしたいと思うんですが、まずその前提で現行の約款、例えばおおむね生保の場合には五日以内、損保の場合には三十日以内に支払う、そう定めた約款がほとんどではないかなと思うんですが、この点、簡単に結構ですが、現行の約款の状況を教えていただけますでしょうか。

か。

○政府参考人(三村亨君) お答えいたします。

保険会社で使用しております現行の保険約款の規定におきましては、生命保険、損害保険共に保険金の支払査定、調査に要する期間を除いて一定の期間に保険金を支払う旨規定をしております。例えば生命保険でございますと、請求した日から五日以内、ただし五日以内に調査が終わらないときは調査終了時などとなっております。

なお、支払時期が定められていない約款というものはないものと承知をしております。

○前川清成君 三村さん、聞かれたことだけ答えてください。そうでないと、もう次回お呼びしませんが、これは金融庁の方にも言っておきます。僕は今、生保は五日、損保は大体三十日以内です。すねと聞いたんですから、それだけ答えてくれたらよかったんです。もうお聞きしません。

それで、次に倉吉局長にお聞きしたいんですが、二十一条一項にある相当の期間とは何日を指すのですか。

○政府参考人(倉吉敬君) これは、具体的に何日かということはこの規定から直ちには出てこない、個別の契約の類型によっても様々でありますし、いろいろ違うので、具体的な数字として決めることはできなかったもので相当の期間としているわけでございます。個別の契約ごとに判断されるものと考えております。

○前川清成君 今、先ほど三村さんのお話の中で、生保については五日間と、こういうふうな決まられていると、二十一条一項に関連して五日間と、こういう話がありました。

そこでお聞きしたいんですが、新法ができました。相当の期間内に支払わなければならないというところですが、じゃ、今後約款が改正されて五日か、例えば七日になったりとか、十日になったりとか、三十日になったりとか、あるいは一か月になったりとか、そのそれぞれの場合に金融庁の約款に対する監督がどうなるのか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(三村亨君) 一般論で申し上げますと、各保険会社におきまして、恐らく今回の保険法の改正に従って約款について見直しが行われるものと存じますが、それにつきまして、約款の内容について見直しがきちんとなされるよう金融庁として保険各社に対してお願いしてまいりたいと考えております。

○前川清成君 答えではないよ、そんなの。質問に答えさせてください。

○委員長(遠山清彦君) 再度答弁求めますか。

○前川清成君 はい。

○政府参考人(三村亨君) 一定の期間につきまして何日なのかということにつきましては、今、その相当期間について今回の保険法改正に伴い今後検討が行われていくものと考えております。それにつきまして申請がありまして、保険法に照らして当方としても審査をしてまいりたいと思っております。

○前川清成君 山本副大臣、例えば、約款が改正されて生命保険の保険金の支払時期は請求から三十年後と、こう定められたときは、金融庁は認可しませんよね。

○副大臣(山本明彦君) 法律に合っているものなら認可せざるを得ないと思いますが、法律に合っていないものなら認可しないわけでありまして、保険約款の審査基準といたしましては、保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること、保険契約の内容に關し特定の者に対して不当な差別的取扱をするものではないこと、保険契約の内容が公の秩序又は善良な風俗を害する行為を助長し又は誘発するおそれのないものであること、(発言する者あり)ちよつと待つてください。保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること等が定められておりまして、これらの基準を充足すれば認可される枠組みでありますので、三十年がどうかということにつきましては、

こういったものを考えて適切かどうか判断をすることだと思ひます。

○前川清成君 僕ね、僕は山本副大臣のお立場を考へて、今あえて百八十日とか言わずに三十年と言つたんですよ。三十年で、今判断分らないんですよ。

○副大臣(山本明彦君) 常識的という言葉はここでは余り言えないと思ひますので、そのときになれば不適切だというふうに判断する可能性はあるというふうに思ひます。

○前川清成君 先ほど鳩山大臣がおつちやつた法の趣旨が、全く金融庁は御理解になつていないのではないかなと思ひます。

それで、私は質問主意書を出しました。副大臣、当然御覧になつていられると思ひます。例えば五日だつたらいいの、七日だつたらいいの、十日だつたらいいの、三年後だつたらいいの、あるいは三十年後だつたらいいの。保険法では相当な期間としか書いていない、相当な期間は何日ですかと聞いたら答えられませんか。約款でどう決めるか。約款では、今、山本副大臣がおつちやつたように、保険契約の内容が保険契約者の保護に欠けるおそれのないこととしか書いていない。

じゃ、これは通告してありますので山本副大臣にお答えいただきたいんですが、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものとはどういう意味なんでしょうか。

○委員長(遠山清彦君) 山本副大臣、御答弁をお願いいたします。

○副大臣(山本明彦君) 具体的には、例えば保険金支払免責事由告知義務等の規定において、保険契約者等の利益を不当に害するものとなつていないことということになつています。

○前川清成君 ですからお聞きしてあるんですよ。その今御答弁された不当に害するものというのとはどういう意味ですか。——ちよつと委員長、止めてもらえませんか、時間の無駄ですから。

○委員長(遠山清彦君) 山本副大臣、御答弁でき

ますか。

○副大臣(山本明彦君) 保険会社が任意に契約解除できる規定があるものということとなつております。

○前川清成君 答えになつていません。

○委員長(遠山清彦君) 金融庁三村参事官、御答弁できますか。

○政府参事官(三村亨君) 保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものであることと申しますのは、先ほど副大臣から御答弁申し上げましたように、保険契約者等の利益を不当に害するものとなつていないこととございまして、具体的に申し上げますと、保険目的が不測の疾病、発病等によりまして一時的に多額の資金が必要となることについて保障を行うものでありながら、きちんとした期日に支払われないような仕組になつてくるものといったようなものについて、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるというふうに判断されると考えております。

○前川清成君 委員長、私は支払時期に関して、保護に欠けるものというのはどの期間ですか、こう聞いています。それに答えられないんです。答えさせてください。答えられないんだつたら止めてください。

○委員長(遠山清彦君) 金融庁三村参事官、前川委員の質問に的確にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参事官(三村亨君) 支払時期に関しまして、現在の約款でございまして五日を、五日という期間を更に引き延ばしていくという御指摘につきましては、現在の保険会社の慣行と照らし合わせますと、そういう動きにはならないのではないかと、そういうふうに考えております。

○委員長(遠山清彦君) 前川清成君、質問を再度明確におつちやつてください。

○前川清成君 もう一度言ひます。先ほどの山本副大臣の答弁に言うところの保険契約者等の利益を不当に害するものになつていないことは、支払期限の関係でいうとどのような概念と理解され

ばよろしいでしょうか。

○政府参事官(三村亨君) 保険法の今回の改正で相当の期間という定めが置かれますので、そういったことを踏まえて今後慣行がつくられていくものと考えております。

○委員長(遠山清彦君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(遠山清彦君) 速記を起してください。

○前川清成君 結局、鳩山大臣、今の御議論を聞いていただいてあれだと思ひますが、要するに、保険金というのは福井日銀総裁が村上ファンに預けていた、いつになつてもいいから大きく返つてこいというお金じゃなくて、今日にでも必要な、明日にでも必要なお金なんです。それを私は極端な例で三十年後どうですかと申し上げている。その三十年後がいいか悪いか判断できないような基準で金融庁の金融行政が行われている。言葉を換へると、金融庁のさじ加減で行われているということ、それが問題だと言つていらっしゃる。

この問題は、実は私は月曜日にいただいた質問主意書で同じことを問うている。先ほどの山本大臣の御答弁は質問主意書に書いてあるとおりです。答弁書に書いてあるとおりです。結局、その基準を、明確な基準が定まつてないのに、約款はこれはい、あれはいというのをやつていて、それを前提で法務省が作つた法案は相当な期間としか書かれていない。まさに今回、未払、不払に對して手当てがなされたといひながら、何ら手当てがなされてないことになるのではないかなと、私はそう思つています。

この点、その保護に欠けるおそれのないものについては二十九日の委員会です。詳しくやり取りをさせていただきます。倉吉参事官、相手が不当かはそのような事情をしんしゃくして判断されるんでしょか。

○政府参事官(倉吉敬君) まず、相当な期間かど

うかということでありますが、保険金の支払のために必要な調査に要する合理的な期間ということとでございます。これはこう申し上げるしかないわけですが、個々の契約類型によつてもちろん違ふだろうと思ひます。先ほど来、損害保険の場合には原則として三十日、それから生命保険の場合には原則として五日とされている例が多いんだという御紹介がありました。そこら辺も踏まえて判断するということになるかと思ひます。

ちよつと具体的に申し上げますと、例えば、この相当な期間あるいは必要な期間ということでの保険法ができました。その後具体的な事件になつて、何が相当な期間、何が必要な期間かというのは裁判で争われて判例が累積されて決まるわけでございますけれども、例えば三十日というものが今までもあつた、それがこの法案ができた後、原則として六十日だつたということになつたら、それが相当な期間と言へるかどうかというのはやはり問題になるところだろうと思ひます。この幅が短くなればなるほど、それは今の段階でどうだということは法務省としては答えられませんが、最終的には裁判で判断される、しかしそれは合理的な期間でなければならぬということとあります。

○前川清成君 裁判所に振つたところで、最高裁が珍しく意見書を出して、中間試案に對して、この相当な期間では裁判規範にはならないという最高裁からの意見書があります。今のお話、だつたらブーメランで戻つてきます。

それと、今年の四月三日、民主党の法務部門會議に生保協會をお呼びいたしました。その際、日本生命の常務である筒井義信一般委員長は、私が相当な期間とは何日ぐらいですかとお尋ねしたところ、分かりませんというふうにお答えになつております。最高裁も分からない、天下の日本生命も分からない。一体だれが分かるんですか、倉吉さん。

○政府参事官(倉吉敬君) 申し訳ございません。繰り返になりますが、個々の判例の集積によつ

で最終的には決まるものでございます。それぞれこの契約において、この事情において、あるいは仮に支払が延びたとすると、原則としての三十日ではなくて、こういう事情があったんでこの事項について調べなければならなかったものでこれだけが必要になったということが争われるわけでございます。それは、個々のその事件の事実関係の下で争われることで、ここで一律に幾らなんだというのとは答えし難いということは御了解いただきたいわけでございます。

○前川清成君 いろんな生命保険あるいは損害保険の類型があるというのは当然承知しているんです。でも、例えば民事訴訟法の二百五十一条一項、判決は弁論終結したときから二か月以内に言い渡さなければなりませんよと、こう書いてあります。裁判も、例えば公害事件で当事者がたくさんいらつしやる、因果関係が争われるという長期間掛かる事件もあれば、欠席判決で一回で終わるような事件もあります。様々な類型がある中で民事訴訟法は二か月以内と、こういうふうに決めている。従前は二週間だったやつを民事訴訟法の改正で二か月と決めました。ただし書がありまして、こういうふうな事件には、民事訴訟法の二百五十一条一項ですけれども、ただし書がありまして、対応できない場合にはこうして、と、こうなっているわけですね。

だから、この保険法も立法技術的には、みんなが、最高裁も分らない、日本生命も分らない、金融庁も分らない、倉吉さんも分らない、だれもかれも分らない、分らない、分らないと言っているのあれば、例えば現行の実務が生保については五日になっている、損保については三十日になっているのであれば、五日、三十日という原則を決めておいて、その上でただし書をつけるというようなことは技術的に十分可能だったはずなんです。それをなぜしなかったんですか、倉吉さん。

○政府参考人(倉吉敬君) 確かに、代表的な類型だけを抜き出してこれは基本的にこうだという決

め方は、それは可能であつたかも知れません。それは当然議論の対象にもなっているわけでありましてけれども、ただ、これから保険として新しい商品も出てまいります。そういう場合にはどうだろうかというのとはまた別に考えなければならぬということになります。

そして、かえって、(発言する者あり)この点だけは是非お聞きいただきたいんですが、無理に具体的な日数を法定しようとする、これは様々な種類の内容がいろいろございまして、それに対応することができるようになる程度長めにすることもあるかと思ひます。そこで、相当な期間あるいは必要な期間と定めているわけでありまして、それは現行の約款の実務が原則としてこうだということとはそれぞれ決めているわけでございますから、おのずから定まってくるであろうと思ひつてい

るわけでございます。

○前川清成君 これからいろんな商品が出るかもしれない、それに備えてゆるゆるのルールにしておきますというのは、先ほど申し上げたように、保険会社の利益だけを考えた立法の仕方ではないかと私は申し上げたいわけですね。

それで、次に履行期の、履行遅滞の話をしていただきたいんですが、特に二十二条二項に関連してですが、今回は相当な期間を経過するまでは履行遅滞にもならないことになっている。これが私はちよつとバランスが悪いんじゃないかなと思ひつています。

例えば、保険会社の方が、モラルリスクがある、調査を尽くされる、で、徹底して調査を尽くした結果、やつぱり払う必要がなかった。それはそれで終わつたらいいと思うんですが、相当な期間内、例えば今日、先ほどの山本副大臣のお話で、三十年が相当な期間かどうか分らないということですから、払う払わないを三十年間裁判で争つて、結局払わなければならないという判決が確定した。三十年後に生命保険もらつたのに、遅延損害金は保険会社の方が支払わなくて済むというの

がこの相当な期間の解釈になってしまうのではないかと。

ですから、私は、なぜ相当な期間を経過するまでは遅延損害金も発生しないような立法にしたのかを倉吉さんにお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(倉吉敬君) ただいま御指摘の第二十一条一項でございますが、これは保険給付を行う期限を保険会社との合意によつて約款によつて定めた場合の規定であります。その定めた場合であつても、その期限が、保険事故、てん補損害額、それから保険者が免責される事由その他のものもろの確認をすることが必要とされる事項の確認をするための期間の経過によつて期限は到来するんだと、こういう規定でございます。

つまり、今極端な例がいろいろ出ておりますけれども、例えば百日と決めていたと、原則を。けれども、相当な期間は三十日だということであつたとすれば、仮に約款上百日と決めていたとしても三十日で期限は来ますよという規定でございます。これは保険契約者を保護する規定でございます。

○前川清成君 その今例で挙げておられたように、相当な期間が三十日なのか何日なのかはつきり分かつていたら、倉吉局長のおっしゃるとおりですよ。でも、その三十日かどうかの分らないんですよ。山本副大臣がおっしゃるようう。そうしたら、結局は、保険会社が支払うと決めるまではいつまでたつても遅延損害金は発生しないという立法になつてしまふのではないかと、こういうふうな申し上げているわけですね。

そこで、保険法案の十四条には遅滞なく通知しなければならぬと書かれてあります。二十一条、先ほど私、二十二条と申し上げたかも知れませんが、履行期に関しては二十一条ですので訂正させていただきます。二十一条は請求と書かれていた。これ通知と請求と言葉が違ふんですが、それぞれ違う概念ということで理解してよろしいです

ね、倉吉局長。

○政府参考人(倉吉敬君) 通知というのは保険事故がありましてという通知でございます。請求とは別の概念でございます。

○前川清成君 そうすると、保険会社は、事故がありましたという通知を受けて、自らが保険金支払義務発生しているということを認識しながらも、請求を受けない限り、支払義務は発生しないし履行遅滞にもならないと、こういうことですね。

○政府参考人(倉吉敬君) 単なる通知と請求とは違いますので、改めて請求の意思表示が要するという前提でございます。

○前川清成君 その相当な期間の始期が通知から始まらずに請求から始まるのはどうしてですか。

○政府参考人(倉吉敬君) 通知というのは、あくまでもこれこれの保険事故がありましたということと通知でございます。その後、通常の約款上では、これこれの金額があつて、何月何日にこういうふうなことがありましたという、一応所定の手続を経て請求をするということが定められている例が多いようでございます。そういうことを請求と呼ぶのだと、そういうふうな考えております。

民法上何を請求と呼ぶかというのは後から解釈でできることでありますから、通知のところが非常に整つていて全部できていけば、事後的に裁判で判断するときに、そのときに請求があつたと見る余地は当然あるだろうと思ひます。

○前川清成君 これは三村さんでも倉吉さんでもどちらでもいいんですが、現在の実務において保険金の請求というのはどのような形でいつ行われていますか。分らないんだつたら分らないでいいです。

○委員長(遠山清彦君) 答弁者。金融庁三村参事官。

○政府参考人(三村亨君) 現在、その保険会社の実務におきましては、事故通知が行われた後、請求が行われると、そういうふうな理解をしており

ます。
○前川清成君 だから、請求はどの時期に行われるんですかという質問、分からなかったら分からないで結構です。ロスタイムはやめて。

○委員長(遠山清彦君) 答弁者は、金融庁三村参事官。

○政府参考人(三村亨君) 事故に関する様々な資料、書類等をそろえた後に請求ということになるのかと思いますが、それはその具体的な事情によつて変わつてまいものと理解をしております。

○前川清成君 分かつているんだつたら最初から言つて下さいね。これは、鳩山大臣、この法案の致命的な欠陥を金融庁も認識しているから、今こまかそうとしたんです。

倉吉さんも、請求というのは所定の手続を経てと、こういうふうにおつしやいました。現在の実務において保険金の請求というのはどういう形でされているかというと、保険会社に通知を送ります。すると、保険会社の損害調査部がさんさん調べて、保険会社の方がこれは支払つても構わないと決定した後に、初めて請求書の用紙を契約者に渡しているんです。だから、そのときからその相当な期間が経過すると、こういうことです。

そもそも、保険の契約者の側に、保険金の受取人の側に請求書の用紙はありません。用紙がないんだから、倉吉局長の言うところの所定の手続を取ることはできない。そうすると、この相当な期間、請求のときから始まつてしまうので、いつまでたつても、その相当な期間が何日かというのも大変大きな問題ですけれども、始期が通知のときからではなくて請求のときから始まつていくというのは、私大変大きな問題だと思つています。

ですから、今の実務を前提すると遅滞は始まらないということになってしまいます。また後でお聞きしようと思うんですが、もちろん、裁判を起せばその段階で遅滞が始まるのかもしれないませんが、保険金、一年間に何千万件と請求されるの

を一々裁判を起すわけにいきませんので、この請求の始期については私は大変大きな問題であるということをごます指摘しておきたいと思うんですけれども、もし、この点で法務省の方で何か反論があればして下さい。

○政府参考人(倉吉敬君) 今、委員の御指摘のことももつともありますが、ただの通知と請求とというのはこれは法律的には意味合いが違う、このことはその前提で委員も御指摘になつていと思っています。

現実には、確かに対象となる保険契約の特定であるとか、保険給付の額の算定であるとか、それから保険給付請求権者の同一性の確認、振り込み口座の指定等のために請求手続が必要になつていく、これはそのとおりでございます。

ただ、現実にはそのような請求書類が提出されていない場合でありまして、事実関係によつては、先ほど私が申し上げましたが、この時点で請求があつたと見るのが相当なんだと裁判で判断された例はございます。これは最高裁の判例もございいます。

○前川清成君 だから言つたんですよ、その全部裁判するわけにいかないでしよう。それだつたら、もう鳩山大臣の大嫌いな訴訟社会にしないといつて、仕方ないんですよ。

じゃ、全く法律に関して知識のない方が請求するというのはどういうやり方があるんですか、倉吉さん。

○政府参考人(倉吉敬君) 法律的な知識がないといふことを言われましたので、非常に苦しいことは認めますが、自分が権利者であると、そしてこの保険金額は幾らになるはずだと、何月何日にこれだけの保険事故が発生したと、それでこの契約に基づいて保険金を支払つて下さいという意思表示をするということにならうかと思つています。

○前川清成君 もうこれ以上やりませんが、今指摘されたような事項を市民の方が、弁護士でもない、法律について特に学んだような方でもない方が御自身で請求するなんということはほとんど不

可能だと思つています。ですから、例えば電話で家が火事になりました、あるいはお父さん亡くなりましたと、その通知の時点から始期は始めるべきではないかなと私は思つています。

それで、大臣、そういうふうな意味でちよつとお聞きしたいんですが、大臣は大臣所信の中で訴訟社会にしてはならないといふふうにおつしやいました。その趣旨がどういう意味をおつしやっているのか、少し、できれば簡単に教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 例としていいかどうか分かりませんが、アメリカのマクドナルドでコーヒーがこぼれてやけどして三億ぐらいという認定が陪審でなされて、結局は何千万になつたか分かりませんが、日本人は非常に驚いたわけですね。

それが例だといふわけではありませんが、日本という国は元々和の精神といふのを非常に貴ぶ国であつたと。これは非常にウエットな文明なわけですね、これをお話しすると大体一時間掛かるんですけれども、いわゆる一神教で、何といふんでしょ

うか、畑作、牧畜といふか、そういうところで発生した文明といふのは戦いを常に行つと。非常にドライです。そのドライといふことと訴訟社会といふことと私は関連があると思つてい

ます。裁判にしないで話し合ひでまとめるというのがやっぱり和の精神ではないかと。私は、何でもかんでも、肩触れ合つてちよつとごみが付いた、訴訟だと、そういう国にはしたくないという気持ちでございまして、和をなす文明の正反対に敵をつくつていさかひをやる文明と。これが白人社会は主にそうですと云うとちよつと人種差別の発言になります。傾向としては

うなるわけでございます。そういう意味で、ですから、救急車が病院に駆け付けると弁護士も駆け付けるといふ話がありますが、そういうふうにはしたくないなという思いがあります。

○前川清成君 和の精神といふのはそもそも聖徳太子に由来するのかもしれないし、これは奈良県の先人でございます。

大臣のおつしやつていふことは、私もまさにそのとおりだと思つています。救急車を弁護士が追いかけていくような社会では決してならないと思うんです。

ただし、訴訟を起さないと正義を実現できないのであれば、その正義を実現するために裁判を起す。それをサポートしていかねばならない。いし、そもそも訴訟を起さなければ正義を実現できないような社会であつてはならないです。裁判を起す前に正義が実現される、そういう社会であつてほしいなと思つています。

その関係で今、今日、理事会の御許可を得て某海上火災保険の示談の提案書を配付させていただきました。

例えば、交通事故が起りますと、自賠責保険といふのがありますが、その自賠責保険は、例えば後遺症一級の場合には、後遺症慰謝料一千百万円といふふうな定められています。これに対して、裁判を起すと、この一千百万円ではなくて、例えば大阪地裁基準ですと三千万円。同じ交通事故で同じような損害を受けていながら、自賠責だと一千百万円で裁判所は三千万円なんです。保険会社は示談代行を行うわけですから、これは保険会社の取決めで、自賠責会社はやるのではなくて、自賠責と任意保険会社とが異なつてい

なつていふ場合には任意保険会社がやることになつていいます。任意会社が示談金を支払つて、その後自賠責からお金を回収すると、こういうシステムでやっていますけれども、任意保険会社がその被害者の方に示談を提供するのは、なぜか、ここにもありますが、自賠責基準で提示されているわけ

です。どうして、これは金融庁に対する質問ですが、自賠責基準で示談がなされているのか。そもそもそういう実態を知つていふのか知らないのか。検査をやつていふから必ず知つていふはずなんです。知つていふにもかかわらず放置しているのはどうか。結局は訴訟社会にしろといふふう金融庁は思つていふのかどうか。そこをお伺いした

いと思います。金融庁。

○政府参考人(三村亨君) 示談の過程につきましては、被害者との間の合意に向けて保険各社において様々な話し合いがなされていくものと承知をしております。自賠責保険基準につきましては、自賠法に基づき、公平かつ迅速な支払の確保の必要性を勘案して定められているものと承知をしております。

一方、任意保険基準につきましては、各保険会社が提供しております対人賠償保険における保険金及び損害賠償額算定の目安として定められたものでございまして、被害者の個別具体的な事情を十分考慮した上で、裁判基準も参考としながら加害者と被害者との間で実際の損害賠償額が協議されていくと、そういうふうな実態だと認識をしております。(発言する者あり)

○前川清成君 委員長、質問に答えさせていただきます。

○委員長(遠山清彦君) 三村参事官、質問に答えさせていただきます。

○政府参考人(三村亨君) 個別の事情につきましては、ここでは……(発言する者あり)

○委員長(遠山清彦君) 委員の皆さん、静粛、静粛にしてください。

答弁を終えてください。

○政府参考人(三村亨君) 個別の、どういう交渉過程でどういう提案がなされるかということにつきましては、基本的には保険会社が契約者あるいは被害者のことを考えながら進めていくものだというふうにご考えております。

○前川清成君 お手元に、これは死亡事例なんですね。これは入院雑費が一日千円となつています。これは自賠責基準です。ちなみに、大阪地裁基準は一日千五百円です。これはお亡くなりになつて事例ですけれども、自賠責基準で死亡慰謝料が遺族一人の場合九百万円、これ裁判所基準ですと二千七百万円で三倍も違つています。

これは、私は、個別事例の話、個別具体的な話をしていくのではなくて、金融庁が監督している

る損害保険の示談の実務においては自賠責保険の基準に基づいて示談が提示されていますと、そういう実態を知っているんですか知っていないんですかと、知っているんであったらどうして放置しているんですかという質問です。

答えさせていただきます、委員長。

○政府参考人(三村亨君) 個別の検査等におきましてそういう事情について承知をするということはあるかと思いますが、一般論として、保険会社が示談に当たって、当初に自賠責保険の基準で提示をし、それで交渉を進めようとしているというところにつきましては、金融庁といたしましては、自賠法に定められた保険金額以上の保険金が支払われるような場合には、あくまでも加害者と被害者との合意形成を目指して各保険会社において協議が進められていくというふうに承知をしております。

○前川清成君 質問に答えさせていただきます。

○委員長(遠山清彦君) いや、今知つていると言つていますよ。知つて、しかもそれをいいと言つています。

○前川清成君 じゃ、確認します。

私の質問に対して、知つているし、金融庁としてはそれを認めていると、こういうことですね。はいかいいえで答えてください。

○政府参考人(三村亨君) 個別の交渉につきましては承知をしているということではございませんので、一概に、はいといえという割り切ったお答え方ができないので恐縮でございますが、具体的な状況に応じて、各社において加害者と被害者の間の合意形成を目指して協議をされていくというふうに理解をしておるところでございます。

○委員長(遠山清彦君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(遠山清彦君) 速記を起していただきます。

○前川清成君 金融庁にお尋ねをしますけれども、金融庁としては、各損害保険会社が被害者に対する示談に当たって自賠責保険の基準で提示

し、そしてそれで示談をしているという実態を承知しているし、それについて認めている。認めているというの、そういう事態は良くないですよ、自賠責保険の基準で示談するのは良くないから改めなさいという行政指導はしていないということでしょうか。はいかいいえで答えてください。

○政府参考人(三村亨君) そのような行政指導を行つておりません。

○前川清成君 はいかいいえで。

○政府参考人(三村亨君) はいでございます。

○前川清成君 委員長、今のはこれ、時間五分くらい口スタイムですから、余計に。

大臣、結局私が申し上げたいのは、任意保険会社は自賠責基準で示談をしてしまつて、それで示談金を支払うと、その後、自賠責会社から全部お金が返ってくるんです。任意保険会社は保険料はもらつていてくれるけれども自腹はゼロ。それはおかしいじゃないかと思うんです。

先ほどお示ししましたけれども、裁判を起したら実は示談金は三倍に跳ね上がるわけです。自賠責保険の基準がどう、任意保険の基準がどう、裁判の基準がどう、一人一人の被害者の皆さん方は御存じありません。ないことを利用して、言葉

は悪いですが、被害者の知らないことに乗じて保険会社は自賠責保険で示談をさせて、それによつてぼろもうけをしていると。ぼろもうけをしているというのは、任意保険の保険料はもらつていて

けど自腹は切らないという意味でぼろもうけをしていると。しかも、その実態を知りながら、金融

庁は知らぬ顔なんです。だから、先ほどの保険金の支払時期についてもそうです。検査をやつて

いますが、こんな実態はまずと前から知つてい

る。知つていても知らぬ顔なんです。

ですから、福田内閣の副総理格でいらつしやる

鳩山大臣におかれて是非お願いしたいのは、この

保険会社の監督権限は金融庁に残したらあかんと

思います。消費者庁に移さなければならぬと私は

思つていふんです。

鳩山大臣、御感想で結構です。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 正直に申し上げますと、消費者庁の問題が出てきました。まあ、これはもちろん総理の公約、施政方針演説でもあったわけですが、いよいよ具体化してくるので、まだまだ省庁間の協議の段階だと思つています。

ただ、私は、消費者庁がどういう権限というか、今ある各省庁の役割をどういうふうに引き受けていくのかという話が出たときに、ああ、今保険法の審議をやつて、これは基本法だけれども、保険関係の業法とか監督というのはこれは当然消費者庁に行くだろうと私は民事局長に言いました。ただ、まだそういう具体的な検討がなされているわけではないということのようでありまして、私はそういうことを役所内で発言したことがあります。

それから、余計なことかもしれませんが、私は今回の保険法の審議の中で、精いっぱいこれでも消費者、生活者に温かいというか、少しでも有利になるようにという配慮はいろいろとちりばめられていてそれなりに自負はいたしております。

大学時代に、何という教授だったか覚えておりませんが、大学の講義の中で、損害保険とかあるいは生命保険とかいろいろあるが、そういうものを民間の会社にやらせるのは危険であるという講義を聞いたことがあります。本来、そういうものは全部国がやればいいんだと、損保も生保も。まあ、いつても国の役人が信用できるかという問題は別にあると思いますが。ただ、民間会社これ

を一種の金融としてやらせることが正しいかどうかには大きな問題があるんだと、諸君という、こういう講義を聞いたことがありまして、いろいろな保険金の不払の事件とか、先ほどの約款の話とか、前川先生のいろいろな御質問や鋭い御指摘を伺つておりますと、やっぱりその教授の講義のことが多少頭によみがえってくる思いがするわけ

で。

金融庁というのはよっぽど厳しくやらないと、この程度の答弁しているようではそれは消費者が

泣くことが起きるような気がしますので、政府としてはこれは真剣に取り組むべき問題だと思われ、消費者庁ということであれば、個人的な意見としては、やはり消費者庁が物すごく厳しく消費者のために頑張るというのであれば、こういう分野は絶好の分野でしょう。

○前川清成君 ありがとうございます。是非、大臣にはますます御活躍いただくことを陰ながら祈りをいたします。

それで、次に同じような問題で等級の問題を取り上げさせていただきたいと思うんですが、皆さん方も御存じのとおり、最初、自動車保険に加入しますと六級に、それで事故を起こさなければ毎年毎年等級が上がっていった保険料が安くなる。しかし、事故を一回起こすと三等級下がります。それで保険料が高くなる。例えばですが、加入した年に二回事故を起こしてしまうと一挙に一等級になってしまふ、それで保険料が高くなる。

私は、リスクの高い人が高い保険料を負担することは公平だし、それ自体は問題はないと思っています。問題なのは、実は損害保険会社は一等級になってしまふと翌年、契約を引き受けません。引き受けたとしても、対物や車両は駄目で対人だけということになってしまふ。結局は、その結果どうなるかというと、自賠責しか入っていない車が世の中を走ってしまふ。その結果、被害者の方が大変つらい思いをする。この仕組みが本当に正しいのか。

これも、四月三日の民主党法務部門会議で損害保険協会と三井海上の何とかさんという専務が越しになりました。こういう制度は私、良くないのではないかとお尋ねをしたら、不良な客を排除するためですというふうに御発言されました。

損害保険会社にとって不良な客、すなわち保険金をどんどん払わなければならない、自分のところのものを妨げる、それは不良な客かもしれない。しかし、私は、先ほどの大臣のお話もありましたように、保険会社というのは金もうけをす

るだけの会社ではなくて、公の器、まさに国がやってもいいような公の器なんだろうと、そういうふうな思っています。

保険会社が引き受けない。その結果、事故が起る可能性が高い。そんなときに被害者が泣いてしまふ。被害者を泣かしてまで保険会社がぼろもうけをするこの等級という制度、とりわけ、保険を引き受けないという今の制度の在り方は被害者救済という点で大変問題があると私は思っています。

山本副大臣、専門的、技術的なことは結構でございますので、今の点について御感想や、あるいは金融庁の、政治家としてのお考えがありましたら、是非お聞かせいただけませんか。

○副大臣(山本明彦君) 今お話ありましたように、事故を起こした場合に点数が下がっていくという話は私もお聞きをしております。ただ、それを事故件数が多いから、多いからあなたには、もうあなたの保険は引き受けませんよということがあるかどうかは私はよく承知はしておりますけれども、対人については少なくとも引き受けなければいけないという指導はしておるといふふうには聞いております。ただ、その他については必ずしも引き受けなければいけないという指導はしていません。いふふうには私は聞いておるところでありますけれども、これもやはり弱者救済ということとほしかりこれから考えていかなければならないというふうな思っております。

○前川清成君 対物だつて、例えばどなたか独り住まいのおばあさんの家が飛ばされてしまつて路頭に迷つちゃうということもあるんですよ。対人だけ入つたらいいけど、対物やあるいは車両は入れなくてもいいということに私はならないんだらうと思うんです。

で、今も大臣のお話の中にありましたので、ちよつと付言させていただきますと、時間の関係でこれが最後の質問になると思うんですが、四月六日に金融庁が私の部屋にいらつしやいました。

そのとき、どういうわけか、三井住友海上の社員三人が同行されました。なぜか同行されました。そのときに私は、この四月三日の民主党法務部門会議で三井住友海上の専務さんがこんなことを言っていたねという話をしましたら、その名前は言いませんが、三井住友海上の社員の方は、任意保険は自賠責保険ではありませんと、したがつて引き受けなくても違法ではありませんと胸を張っておつしやいました。しかし、行政上の監督を受けることはあるんですよとお答えになりました。これ、答えは私はメモした上で本人にも指し示しましたし、その場に金融庁の職員三人の方もいらつしやいました。

そこで、山本副大臣にお尋ねしたいのは、違法ではないんだけれども行政指導をする、監督をする、これは一体どういうことなのか。お聞かせいただけますでしょうか。

○副大臣(山本明彦君) 行政指導というのは、法律に少しでも順応したような形で進んでいくつもりでいたいというように、処罰を加えるということではございませんけれども、相手方が法の精神にのっとつていろいろな業務が遂行できるようにする、そうした形が行政指導かな、そんなふうな思っております。

私も、今のお話、詳しく内容をお聞きしております。それから分かりませんが、先ほどの話にありましたように、リスクの高い、先生言われるリスクの高い人という話がございましたけれども、そういう事故件数の多い人にとっては必ずしも引き受ける必要はないということを申し上げたのかなと、そんなふうには私は思っております。

○委員長(遠山清彦君) 前川清成君、質疑時間が終了しております。

○前川清成君 時間の関係でこれで終わりますけど、山本副大臣、私が申し上げているのは、リスクの高い人は世の中に対して迷惑をまき散らす可能性が高い人なんです。その迷惑を社会全体で平等に公平に分担しようというのが保険という制度なんです。だから、リスクの高い人ほど

保険に入ってもらわないと困るんですよ。だから、そういうふうな金融庁は指導すべきじゃないか。保険会社に損をさせるなんて言っていないよ。リスクの高い人は高い保険料をお願いしたいいいんです。

その点の消費者を守るというような問題意識が、今の副大臣の御答弁にはつめのかけらも感じられない、まさに保険会社を守る、業界を守るという意識しか考えられない、感じられないのが大変不満であることを申し上げまして、残念ながら時間が来ましたので、今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松野信夫君 民主党の松野信夫です。

私の方からも保険法案について質疑をさせていただきたいと思いますが、その前に少し確認をしておかなければならない事件が発生しております。今日の新聞各紙に大きく載っております。現職の宇都宮地裁の裁判官がストーカーをしたという容疑で逮捕される、こういう事件であります。

実は、昨日の夕方、この事件の発生を知りましたので、急遽これ質問するというところで最高裁の方にも御通知申し上げて、今日は来ていただいているかと思ひます。

まず、この事実関係、これは新聞記事に少し載っておりますが、事実関係、こういうふうな容疑で逮捕されたということが間違いないかどうか。特に、この女性職員、女性というストーカーの対象は、被害者は裁判所の職員だと、こういうふうにも書いてあるんで、ちよつとびっくりするような事件であります。事件の概要について分かっている範囲で御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(大谷直人君) お答えいたします。

お尋ねの事案は、今お話がありましたけれども、宇都宮地方裁判所の下山芳晴判事が、被害者である二十歳代の女性裁判所職員に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつ

たことに対する怨恨の感情を充足する目的で、平成二十年二月十九日から同年三月十九日ごろまでの間、十数回にわたり被害者の携帯電話に、メール機能を用い、今度いつ会えるかななどと面会を求めるなど、被害者に義務のないことを行うよう要求する内容の電子メールを送信し、被害者に対し行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法等により、付きまとい等の行為を反復して行うストーカ行為をした、こういう疑いで昨日通常逮捕されたものであると承知しております。

○松野信夫君 本当、びっくりもするし、とんでもない事件だというふうに思いますが、ただ、これ現職の裁判官を逮捕するという事ですから、恐らく、逮捕したのは山梨県警だということですが、県警のトップクラスあるいは警察庁のトップの方にも、逮捕状を請求するかどうか、多分議論が上がつていたんじゃないかなという、それだけのことだと思えますし、また、なぜこれが事前に防止できなかったんだろうか。恐らく高裁段階ぐらいいまだ、こういうふうな事件が起こっている女性職員が困っているということが、かなり裁判所の上の方にも上がつていたのではないかと。そうすれば、それなりにもっと何らかの手が打てたのではないかという気もするんですが、その点はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大谷直人君) 裁判所といたしましては、この四月に入りまして被害者の申し出によりまして本件被害を知ることとなりました。下山判事からも事情を聴取いたしました。しかし、被害者は既に警察に相談をしていたというところでありましたので、捜査の妨げとならないようその進展を見守っていたということでございます。

○松野信夫君 恋愛感情を抱くのは、人間ですから、それはまあ自由と言え自由ですけれども、しかしこういうような事件を起こしてまでいいかというところでもない話でありまして、こういう方が、それこそ先ほど前川委員が質問していた相

当な期間がどうかという点についても判断を下していくということになるわけで、まあそれだけ裁判官というものは具体的な法の判断を迫られるわけですから、本当に大丈夫だろうかというふうに思います。

特に質問通告していませんでしたが、法務大臣、この事件をお聞きになってどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 裁判官が起こした事件でございますから、これは最高裁の方がどうお考えになるのかなと思えますが、ただ、松野先生、私はやっぱり法曹の質の高さというものを信じていると考えている人間でございます。

数日前の決算委員会で前川先生からやはり三千人問題についての御質問もいただいた。河井副大臣が前に委員会で答弁をした、つまり千何百人に増やしていく段階においては条件は付いていないが、平成二十二年ごろには三千人にするということについては、法曹養成の整備がきちんとできていくと、つまり法科大学院がきちんと機能して立派な人材がよく教育されているという条件が必要だと、これが付いていると、閣議決定においてですね、そこに大きな違いがあるということ、そんなことを御答弁申し上げましたが。

それは人数、人数と、確かに人数の議論は私もしますし花盛りではありますが、一番大事なのは法曹の質の問題だろうと、こう思っております。その法曹の裁判官の、しかも五十五歳のベテランというふうな聞いておりますが、こういう事件を起こしますと、これから裁判員制度が始まるというのに、法曹そのものに対する信頼の失墜につながるで大変憂えております。

(委員長退席、理事山内俊夫君着席)

○松野信夫君 また、いずれこの問題についてはいろいろ質疑させていただきたいと思えますが、次に、今大臣の方から法曹の質の高さというお話がありました。残念ながら、最近少しその法曹の質がいろいろ問われるケースが続いております。その一つが、もう既に何度も当委員会を取り

上げられている志布志事件であります。残念ながら、警察、検察の劣化だというふうに私はもう言わざるを得ないケースだと思っております。

それで、時間の都合もありますが二点だけお尋ねしたいと思えますが、まず第一点は、この事件の捜査の端緒というのは一体何であったのか、この点がまだ必ずしも明らかにできておりません。

元被告人の皆さんあるいは弁護人の皆さん、この人たちは、この事件というのは完全な捏造だと、でっち上げだというふうな言っておられるわけでありまして。是非、彼らのそういうような無念な思い、これをやっぱり晴らすためにも、この志布志事件というのは一体何であったか、一体どういうことから始まったのか、この捜査の端緒を是非明らかにしていただきたいと思えますが、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) この志布志事件の捜査の最初の端緒にしましては、鹿児島県警察において佐ビール一箱を送り投票依頼を行ったという旨の情報を入手しまして、そして投票日後、本格的な捜査を開始をしたということでございます。そして、その捜査を進めている過程でさらにビール以外の現金及びビールの授受があるという情報あるいは供述を得まして、そしてその当該情報に基づいて捜査を進めた。そしてその過程で、それまで県警が把握していなかったいわゆる買収会合の事実についても把握するに至ったと、こういうような経過で捜査が進められたものというふうに承知をしております。

○松野信夫君 警察の方にビールを配ったということだという、これがその捜査の端緒だということであれば、そういうような事実がまず真実かどうか、これは当然客観的な証拠、客観的な裏付けでやるのが本筋だろうと思えます。何かたれ込みがあった、だけれどもそれがガセネタなのか本当なのか、当然これは客観的な裏付けでやっぱり確認をしていかなければ、そのガセネタに踊らされるということだとして十分あり得るわけですね。

○松野信夫君 警察の方にビールを配ったということだという、これがその捜査の端緒だということであれば、そういうような事実がまず真実かどうか、これは当然客観的な証拠、客観的な裏付けでやるのが本筋だろうと思えます。何かたれ込みがあった、だけれどもそれがガセネタなのか本当なのか、当然これは客観的な裏付けでやっぱり確認をしていかなければ、そのガセネタに踊らされるということだとして十分あり得るわけですね。

結局それは、客観的な裏付けあるいは証拠というものはあつたんでしょうか、どうですか。

○政府参考人(米田壯君) まず、このビールの件につきましてはその関係者の事情聴取等を進めましたが、立件には至っておりません。ただ、その過程で関係者から佐ビール一箱、その情報どおりの佐ビール一箱の任意提出は受けておるということでございます。

○松野信夫君 ビールあつたけれども、それは結局立件には至っていないわけですから問題なかったと思うんですね。

そうすると、その後やっぱり一番の問題は、この事件では買収がなされたという、買収事件が中心なわけですがけれども、だけれども、この買収の方も私がいろいろ聞いていたところでは、どうも垂れ込みがあつて、そういう垂れ込みに引き回された、そういうふうな聞いております。

そうした中で見ますと、元被告人の皆さん方も口々に言っているんですが、何ら客観的な証拠というものが結局出なかった。結局、長時間にわたる取調べ、取調べ、取調べ、そのみに頼っていて、客観的な証拠もない中で、言うならば買収が四口もあつたということで作りに作られたと、こういうことではないかと思うんですが、何かその買収関係でも客観的な証拠というのが後から出てきたんでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) この件につきましては、私もどもも検証結果報告書を出しておりますが、非常に裏付け事実が乏しいという中で事件を検査したということで、これは反省をしているところでございます。

(理事山内俊夫君退席、委員長着席)

○松野信夫君 そうすると、結局、客観的な裏付けあるいは証拠がないまま取調べだけに頼って長時間脅迫的なことになったと、だからやっぱりでっち上げじゃないかと、こういう指摘もせざるを得ないわけですね。

それから二点目は、元被告人の中山信一さん、この方が県議に当選しておられるわけですが、こ

の人のアリバイ、これが後から問題になったように記録上はなっております。それで、本来ですと起訴前に本当にアリバイがあるのかないのか、こんなことは捜査のイロハのイだと思ひますので、起訴前にきちんと確認をして、そこでアリバイが確認されれば当然起訴には至らない、もし裁判の途中でアリバイが明らかになればもうその時点で公判はもうやめてしまふ、取下げということだつてあり得るわけですね。このアリバイの存在を知つたというのはいつの時点になるんでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) これもこの委員会でも何度か御答弁させていただいておりますが、元被告人がこの年の七月十七日に起訴されましたが、その一週間後、七月二十四日にアリバイが成立する可能性のある事実につきまして鹿児島県警が把握をして、その後所要の捜査をしたというものでございます。ただ、その時点では、要は別の会合に出ておつたということでございますけれども、それは時間的な関係から必ずしも両方の会合に出ることは不可能ではないというように認識をしていたというように承知をしております。

○松野信夫君 中山さんが買収されたといふ会合に出ることが可能であつたかと思ひますが、実は中山さんの方は別のこれは同窓会の会合に出ていたと、こういうことで、結局裁判所の判決も、別の同窓会の会合に出ていたのだから、買収の会合には出ていなかったと、つまりアリバイの成立を明確に認めたわけで、ですから、そういうようなことが何で警察、検察の方ではつきりしなかつたのか、本当に私はこの点は不思議に思つております。

裁判所の判決見ただけでも、これはもう明確にアリバイの存在、これがあるから意味では無罪と、こうなつてゐるわけで、アリバイがはつきりした後にも公判を継続して、そのアリバイにつきしに奔走したというふうには私は言わざるを得ない、そのように思ひますが、法務省の方はそのアリバイにつきしに奔走したというふうには言われても仕方

がないんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今委員御指摘のアリバイに関する情報でございますけれども、検察官がこれを知つたのは起訴後のことでございます。ただ、検察官といひましては、そもそもそのような情報があつてもその信頼性と申しましようか、その点がどうなのかという点が一つと、それからいま一つは、実際に被告の方が同窓会等に参加されてゐたとしても、なおその公訴事実に係る買収会合に出席することは可能ではないのかというところで公判を継続したと、こういうことでございませう。

○松野信夫君 ただ、本当はそれはおかしいんですよ。もう何度も指摘してありますが、この買収会合をされたという第一回の会合の日時の特定というものが検察側で全然やらないで、結局この日時の特定がなされたのは第四十二回公判です。起訴から約二年たつてゐる。起訴から二年たつてようやく買収したという日時の特定がなされてゐる。これは余りにもずさんというか、僕はでつち上げだからやつぱりこういうふうな日時の特定もできなかつた、こういうふうな指摘せざるを得ないと思ひますが、何か反論されるならどうぞ。

○政府参考人(大野恒太郎君) 検察官がこの事件を起訴した時点で、第一回目の会合の日付につきましては平成十五年二月上旬ころというように記載したわけであります。また、第四回目の会合の日付につきましては同年の三月下旬ころと記載したわけでありますけれども、その時点では訴因の特定としてはこれで十分であるというように考えたわけでございませう。そのようなことで公判を進めたというところでございませう。

その後、御指摘のありましたように、具体的に日付を十五年の二月八日とそれから三月二十四日というふうな特定したわけでございませうけれども、これは裁判の過程で弁護人から求釈明の申立てが何回も行われました。また、それまでの公判経過ということで、実際にその日付の特定という

ものは、そうした公判の経過に照らし、訴因の機能等も考えまして、特定する必要があると判断して、このような特定に至つたものというように理解しております。

○松野信夫君 もう余り長々これしませんが、ただ私は、警察官が報告してゐる内部文書の点はもう何度も指摘しておりますが、その内部文書を見ても、警察と検察とのやり取りを生々しく書いてあるんですが、なぜ特定したかというところ、要するに消去法で特定してゐるんです。この日は駄目、この日も駄目、この日も駄目、結局残るはこの日しかないなと、じゃこの日にしようというところで、結局、第一回目の会合は平成十五年二月八日にしよう、という決め方。こういう決め方でいいんだらうかと。こういう消去法で実は日時を決めたということは認識しておられますか。法務省、どうですか。

○政府参考人(大野恒太郎君) 日付の特定につきましては、公判の過程で訴因を特定するというところで、検察側もこれを特定したわけでありますけれども、それはそれまでの公判に出てゐる証拠等からそのように特定したものでありまして、今回の裁判の中におきまして、当時のその買収会合に出席されたといふ方の告白を中心とするような特定に至つたというように理解しております。

○松野信夫君 要するに、消去法で決めたというのを認めたのか認めていないのかよく分からないので、消去法で決めました、いや、そうではあります、どつちか、イエスかノーだけで答えてください。

○政府参考人(大野恒太郎君) 消去法で決めたかどうか、その辺りでありませうけれども、あくまでも積極証拠に基づいて認定したものだといふふうに理解しております。

ただ、具体的に捜査をしていく過程で日付を特定する際に、これと矛盾するといひましようか、日にちがあることを消去していく、そういう手法自体は決してあり得ないことではないというふうに理解しております。

○松野信夫君 志布志についてはまたいろいろと御質問したいと思ひます。

今日は保険法案でありますので、これについて御質問したいと思ひます。

まず、私の方からは、他人の生命に掛ける保険、これを質問したいと思ひます。

よく会社が従業員のために団体生命保険というものに掛ける、これはよくあることであります。そういう他人の生命に掛ける保険についての質問であります。これまでこうしたケースで掛けられた場合に、被保険者である従業員が亡くなつたというときに、その保険金は保険契約者である会社のものであるのか、それとも亡くなつた従業員、被保険者である従業員の遺族のものなのかということとで紛争がありまして、裁判もありました。

できるだけこういう紛争が発生しないように明確にやはりしておかなければいけない、こう思ひますが、本法案ではこうした紛争が発生しないような何らかの手当てというものはあるんでしょうか。もしよろしければ大臣の方でお願いいたします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 会社が従業員の生命、生命に保険を掛けるといふいわゆる団体生命保険というふうな形のもののについて、特に何がこうだといふ規定を置いてゐるわけではないと思ひますが、要は保険法案の第三十八条で、当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約、つまり従業員に死亡保険契約を掛けるような場合には、その被保険者の同意といふものを効力の要件としてゐるわけでございませうから、同意がないと契約は効力を失ふということでございます。したがつて、この場合、会社が社員を被保険者とする場合の同意といふのは、保険金の受取人が一体だであるかと、あるいは額が幾らであるかといった契約の基本的な内容を全部説明して、同意を取つて初めて団体生命保険としての効力を持つといふふうな考えでございませう。

したがつて、個々の従業員、被保険者である、いわゆる一般的に言うならば保険を掛けられた個々の従業員が契約の基本的な内容を知らない、

漠然と同意をしたと、あるいは会社が雇用者だという強い立場を盾に取って強制的に文句言うなどという同意をさせたという場合は、被保険者の、つまり従業員の同意があったとは言えないで保険契約は効力を有しないと、こういうふうになる。この保険法案で解釈できるわけでございます。

○松野信夫君 保険法案の三十八条の解釈はそのとおりで、同意がなければ効力を生じない、こういうふうな規定があります。ですから、同意がきちんとなされるかどうかというのは重要なポイントであります。

ただ、これまでの実態を見ますと、大臣も少しお話しされたかと思いますが、どうもきちんとした形、保険契約の内容、期間がどれだけでどういう特約が付いている、どういう場合に保険金が下りる、保険金額は幾らだと、そういうような具体的なところまできちんと説明をした上での同意かどうかとなると、これまでの例というのはいさかざさんだというふうに言わざるを得ないケースが多いかと思えます。

それで、もし今大臣も言われたように十分に認識をしない形であったとすれば、これは同意がなかったと、同意がなかったというふうに判断される場合も当然出てくると思えます。そうすると、この第三十八条でいきますと効力を生じないということになりますから、この場合は、保険契約者たる会社の方も保険金はもらえないし、従業員の遺族も保険金はもらえない、結局保険者たる保険会社の方が意味ではもうかつちゃうという結果になるんじゃないでしょうか。この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) 効力を失いますので、そのとおりでございます。

○松野信夫君 そうすると、この同意というのは非常に重要なポイントになるわけで、今のお話ですと保険会社だけがもうかつちゃうということになるんですが、それでよろしいんですか。

○政府参考人(倉吉敬君) 契約自体が無効になりますので、保険会社は受け取っていた保険料を不

当利得返還で返さなければならなくなります。だから、保険会社が一方的にもうけるというわけではございません。

○松野信夫君 それで、ちゃんとした同意があったという、これは立証責任はどなたが負うことになるんですか。

○政府参考人(倉吉敬君) それはだれとだれとの間の紛争という前提でしょうか。

○松野信夫君 保険会社に対しては、両方考えられるわけですね。遺族の人はこれは遺族のものだというところで訴える場合もあるでしょうし、保険契約者たる会社の方が保険会社を訴える。いずれにしても、訴えられるのは保険会社ということになるわけです。こういうケースでどうでしょう。

○政府参考人(倉吉敬君) 申し訳ございません。いろいろなパターンがあるものですから。要するに、同意がないから契約が無効であるんだれが主張するということになるんだらうと思えます。その契約の無効を主張する人が同意がないことの立証責任を負うことになるのではないかとありますが、ちよつといろいろな場面があつて、私も混乱しているかもしれません。少し検討させていただきます。

○松野信夫君 普通、裁判の感覚でいうと、ないことを立証するというのは、これは悪魔の証明ですから、ないことを証明するというのはなかなか難しいことではないですか。訂正ですか。訂正してください。

○政府参考人(倉吉敬君) 申し訳ございません。ただいま委員の御指摘のとおりであります。申し上げたかったのは、この契約の効力はないぞとだれが主張すると、主張された側が、これは有効だと主張する側が有効要件として同意は取つていたということを言わなければならなくなると、こういうことでございます。大変失礼いたしました。

○松野信夫君 まあ、多分そうだろうというふうに思えます。これはちゃんと質問通告していたところですから、その辺はちゃんと、訂正なんかし

ないで答えてください。

それで、私の元々の質問は、こういうケースで遺族のひとと会社の方とで保険金はだれのものだという争いが現実に出て、これは事件としては最高裁判所まで争われた事件もあるわけです。それで、できるだけこういう紛争を防止するために、一つは同意というのが重要だということ、これは御指摘のとおりであります。ただ、同意ということだけでこういう紛争が収まるとは思えません。むしろ、やっぱりまずはその被保険者の方々、つまり従業員の人たちにきちんと、あなたのためにこういうふうな保険が掛けられているというふうなことで、そういうふうな通知あるいは被保険者証といったものがきちんとか被保険者である従業員の元に届けられるというふうなことが私は第一点、まず大事なところだろうというふうに思いますが、やはり場合によつては約款切りで、法律で規定がしにくいんではあれば約款切りで、どちらが保険金を請求する権利があるのか、例えば、いったんは会社が保険金を取得するけれども、必ずそれは従業員の遺族に引き渡されるものかどうか、そういうものがきちんとか明確になっているということが必要ではないかと思えます。

まず第一点の通知とかあるいは被保険者証を被保険者に交付しておくという、これはいかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 松野先生おっしゃるとおり、そういう考え方もあると私は思いますし、そういう議論も様々にされているだらうというふうな思っているわけで、今後の検討課題ではないかというふうな思っています。

というのは、先ほどの質問で保険会社と保険契約者、これは強い者と消費者、生活者という弱い立場なんだということを申し上げましたけれども、これは憲法の何か理論でも出てきますけれども、やはり憲法の間接適用とかいう理論出てくると思いますが、会社と従業員というのもやっぱり強い者と弱い者の関係がどうしても出てまいりま

すから、雇用主と従業員という関係になるわけ

すから、やはり先ほど申し上げましたけれども、押し付け的に団体生命保険に入らされるということも絶対ないとは言えないような気がするわけで、その辺はできる限りはつきりした方がいいし、当然保険契約ですから、保険契約者は会社でございましょうけれども、被保険者が従業員の場合に受取人がだれになるかということももちろん決めて、はつきりしておかなければならない。

ただ、一般的に企業が団体生命保険を契約する場合というのは、もし従業員が亡くなつたときに、死亡したときに払う退職金をこの保険で得ようという考え方が多いわけでありましょう。そんな中でだれが受取人か、ちよつとトラブルが起きるようなことがあるんだらうと、そう思っております。

ですから、被保険者証のようなもの、これははつきり書いてあるわけですから一つの考え方だと思えますが、現在は、先ほど私御答弁申し上げたような形で、きちんと説明をして被保険者がそれを全部理解しておれば事足りるというたしてありますし、逆に、被保険者証を作ることによつてコストが増加するということにもなりかねないと思えます。ですが、一つの考え方だと思ひ、これからも参考にしていきたいと思ひます。

○松野信夫君 今大臣も言われた被保険者証を作つて交付しておく、そういうことで権利関係を明確にしておく、一つの考えだ、御指摘ありまして、私もそのとおりなんです。

ただ、今大臣の方で、そうするとコストが掛かるじゃないかと。これは、確かにコストが掛かるということは当然考えられるわけですが、ただ、その後の膨大なコストを掛けて紛争が発生する、それを防止するという意味では、それだけのコストを掛ける価値は十分にあるし、現実には団体の生命保険というものは大体一年更新でやつていて、一年に一回だけ通知を出せば済むというふうなものでありますし、また、団体生命保険の場合は大体配当金というのが掛けた契約者である会社の方に配当されるわけですから、もし

かするとコストが掛かるというのであれば、会社が受け取る配当金が若干減るかもしれないというだけであるわけで、被保険者証を発行しないでないんだという理由には、余り私はコストの点を理由にすることはできないと、こういうふうに思っております。

それから、従業員が亡くなった、だけど従業員の方にそういう通知とかあるいは被保険者証とか、そういうのがないと、一体遺族とすると、どういふような保険に入っていたのか、あるいはもしかしら会社だけが保険金を取ってしまった、遺族の方には全く支払われないということになつてはいないか、当然不安もあるわけですね。そうすると、被保険者の立場からすれば、自分がどういふ保険掛けられているか、当然それは知りたいし、知る権利もあるだろうというふうに思います。

この場合、本法案では、被保険者の立場というのは、同意というところは出てくるけれども、被保険者はこういう権利があるというふうなことは本法案の中に余り書いてない。そうすると、被保険者が自分の保険はどうなっているか、例えばその遺族が知りたいという場合に知ることができかどうか。法案の中ではどうか。あるいは、いや法案の中では書いてないけれども、約款でその点はちゃんと手当てをしていますというなら、それでまあ一つの方法だと思えますが。

双方、法案ではどうか、約款ではどうか。まず、法案については法務省の方からお願ひします。

○政府参考人(倉吉敬君) 先ほど大臣から答弁申し上げたとおりでございます。法案では被保険者の同意を要件とするということを定めているのみでございます。

○松野信夫君 じゃ、そうすると、法案の中では被保険者のそういう意味の権利はうたつていないと、同意だけしかうたつてない。

じゃ、約款の方ではどうでしょうか。金融庁、どうでしょうか。

○政府参考人(三村亨君) お答えいたします。

約款におきましては、この保険の目的を踏まえまして、保険契約の締結に際して、保険契約者である企業から死亡退職金規程等の提出義務、死亡保険金受取人については死亡退職金規程等に定める受給者とするなどの規定を設けております。

支払の際には、当該保険金の支払を弔慰金受給者にお知らせすべきと考えておまして、遺族への周知を徹底するよう、保険会社に対して指導を行っているところでございます。

○松野信夫君 遺族にちゃんと払われるように、今の答弁ですと指導を徹底しているということですが、具体的にどういふような指導を徹底しているのか、もう少し具体的に答弁できればお願いいたします。

○政府参考人(三村亨君) 具体的には監督指針におきましてきちんと通知をするように定めておまして、そういった通知が行われているかどうか、日ごろの監督あるいは検査の段階におきましてチェックをしているところでございます。

○松野信夫君 何か、余りどうもしつかりとした体制が取れてないんじゃないか、だからこそやっぱりこういう裁判も何件も起こつて、死亡保険金が遺族のものなのか、それとも勤めていた会社のものなのか、もう争いが絶えないわけですよ。その辺は、しつかりやっぱり金融庁の方で指導していただかないと、せっかく法案が成立したとしても、また同じような紛争が起きますよ。この点だけ指摘しておきます。

それで、この団体生命の關係でいいますと、従来から団体生命の保険金額というのは青天井で、幾らでもいふに從前なつていた。そうすると、勤め先の会社がかんりの多額の保険金を掛けていて、従業員が死んでもそれには渡さずに会社だけがばらもうけをしたと、こういうケースもあるわけでございます。

大きな社会問題にもなつて、最近その青天井式の団体生命は少し変わつてきまして、新しく総合福祉団体定期保険と、こういうのも発売されるよ

うになつて、これは一応の天井が掛けられているわけですね。これは、勤め先の会社が受け取る保険金の内容というのは主契約とヒューマンバリュー特約に分けられる、こういうふうな仕組みでありまして、ヒューマンバリュー特約の適用を受けること、勤め先の会社の方は上限が二千万ということと、従業員の遺族が受け取るより多くはならないと、こういう仕組みのようであります。しかし、最高二千万までは受け取ると、こういう仕組みであります。

そうすると、亡くなった従業員の遺族が例えば二千万、そうすると会社の方も二千万、両方とも二千万ずつということであれば、遺族の皆さんから見れば、例えば過労死で亡くなった方もおられると。そうすると、会社のために一生懸命自分分は尽くして働いて、しかし結果的には過労死だ。それで勤め先の会社は二千万、このヒューマンバリュー特約というので二千万取っちゃうと。これは遺族の方々から見ればとんでもないことではないかと思ひます。

こういうヒューマンバリュー特約というのは私はやっぱりおかしい制度だ、これはやっぱり廃止をしなければ、従業員は一生懸命働いても会社の方はそれだけある意味ではもうかると、こういう仕組み自体はやっぱりやめさせないといけないと思ひますが、金融庁はこの点はどうでしょう。

○政府参考人(三村亨君) お答えいたします。従業員が死亡された場合、企業が遺族の方に支払うこととしております死亡退職給付金のほか、例えば代替雇用者の採用、育成の費用ですとか、代替雇用者が育成されるまでの間の収益低下に備える保全費用ですとか、あるいは遠隔地で死亡された場合の企業が負担すべき遺族の渡航費用とか、そういった諸費用が発生をいたします。

ヒューマンバリュー特約は、企業がこうした経済的損失に備えるものでございまして、被保険者たる従業員の同意を前提として保障をしているものでございます。企業にとつて従業員が亡くなつた際の損失に対する保障であり、一定の合理性

があるのではないかと考えております。

○松野信夫君 いや、私はあんまり合理性があるとは到底思えないですね。

今、亡くなったとすると、勤めた会社の方もいろんな費用が、負担するといふお話ありましたけど、だ、だ、亡くなるケースもあれば、突然辞めていくというケースだつてももちろんあるわけですね。そういうようなことも考えると、むしろ企業から見ると死んでもらつた方がもうかるというふうな仕組み自体が私はいかがなものかと。こういう仕組み自体はやっぱり約款を認める段階でやめさせるというふうなことではないと、人の死に、労働者の死によつて会社がもうかるという仕組み自体が私はやっぱり許されないことだと、このように思つております。

確かに会社の方から見ると、こういう保険掛けておくと、まず保険料は損金でこれ落とせます。それから、退職金の積立てもしているかもしれないが、これも二千万なりなんなりが下りてしまえば退職金の積立ても取り崩さないで済んじゃう。ある意味では会社にとつてはもう結構毛だらけみたいな話になつてしまふわけで、こういうヒューマンバリュー特約自体、これをやっぱり許すべきではない、こう思ひますが、大臣はどのようにお考えでしょう。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 現在、ヒューマンバリュー特約はこの法案で禁止しているわけではありません。それは、一つには会社が従業員を育てるためにあるいは高度な技術を得させるために様々な投資をする、不幸にして亡くなつてしまつた場合に、その分また新たに研修とか、あるいは人材を引張つてくるとかしなければならぬので、そういうような場合に備えて人材育成を含めた生命保険契約というのが締結される、これを禁止してはいないわけでございます。また、ヒューマンバリュー特約であっても、先ほどからしつこいようですが、従業員に完全に知らせて同意を取つなければいけないという規定は当然適用されるわけでございます。

ですが、絶対あつてはならないのは、ヒューマンバリュー特約のような形のもので会社がもうかることがあつては絶対いけないということ、これは非常に厳しく監視していかなければいけないんだらうと思つております。

私の大好きな作家である森村誠一先生の推理小説をほとんど読みましたが、その中に、身寄りのない人ばかり集めてきて、山谷とかそういうところで、それで会社の従業員にして生命保険掛けて、死ねばもうかる、こういう推理小説がありまして、私はそのときに、なるほど企業が、会社が従業員全員に保険を掛けるというのは意味は十分分かるけれども、やっぱり気を付けないとやいやけない点もあるという点では、私は松野先生とほとんど変わらないと思います。

○松野信夫君 それでは次に、保険金の支払時期の問題についてお尋ねしたいと思います。

これは先ほど前川委員の方からかなりしつこく、厳しく追及もあつてましたので、私の方はそんなに時間を掛けることではありませんが、理事会の御承認いただいた、皆さんのお手元には「保険金請求の流れ」という手作りの資料をお届けさせていたしております。

一般的に考えられる多くのケースでは、交通事故が発生したあるいは火災が発生した、そうすると、時間の経過で申し上げると、その後いろいろ調査をしたり治療をしたりして損害額が確定をする、その後保険金を請求すると。今回の法案の立て付けで見ますと、保険給付を行う期間が決まってない場合には相当期間ということで、保険金請求から一定の期間経過した後、遅滞に陥る、こういう仕組みになつてゐるかと思ひます。

そうすると、これまでの法制度から見ると、つまり保険金を受け取る側、保険金を請求する側から見ると、少し後退をしたことになるのではないかと、このように思ひます。従来ですと、民法四百十二条の規定で、期間が定めてなければ四百十二条の第三項が適用されて、履行の請求を受けたときから遅滞の責任を負う。上の図でいけばCの

地点でいいわけですが、今回の法案ですと、それよりももうちょっと後のDの地点にならないと遅滞にならないということになるかと思ひますので、そうすると、少し遅滞になる時期というのが今回の法案だと従前より遅れる、こう思ひますが、このとおりでよろしいでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) ただいまの御指摘は二

○松野信夫君 はい。

○政府参考人(倉吉敬君) 期限の定めのない場合の前提であつたと思ひます。

期限の定めのない場合には、民法の規定では請求があつたときから遅滞に陥ると、こうなりまして。しかし、保険契約の場合には、最小限保険契約者の側が立証責任を負う事項として、最小限保険事故が発生したこと、それで損害額というのがござい

○松野信夫君 しかし、約款行政、先ほど金融庁

の答弁いろいろ聞いてみると、金融庁もいたらくだなどというふうにならざるを得ない。そうだとすると、今後どういふような保険商品が出てくるかも分からないわけでありまして、今回の法案が仮に成立をしたとすれば、しめしめというところで、期限を定めない、そういうような保険商品ができてくれば、従前の扱いよりは悪くなるというふうにはこれは指摘せざるを得ないと思ひます。

それから、もう一つ指摘をしておきますと、保険法案の関連法の改正もありまして、例えば自動車損害賠償保障法、これも改正の対象になつてお

条文になつております。ただ、そうすると、私はこれまでの確立した判例といささか合わないところではないか、こういうふうな危惧を持っております。

例えばお手元の資料、「保険金請求の流れ」の例一で見ますと、これまでの確立した判例でいきますと、交通事故が発生いたしますと、この時点から催告を要することなく損害の発生と同時に遅滞に陥る、しかも裁判になつたりすると、弁護士費用についてもこの交通事故発生時点から遅滞に陥つて弁護士の費用も請求する、こういう仕組みになつております。これは、当委員会は弁護士出身の委員が多いのでその点は十分もう常識だと思ひますが、我々が裁判を起こすことすれば、まさに事故発生から遅滞に陥ると、こういうふうな仕組になつて、まず確立をしてゐるわけですね。

そうすると、いざ裁判でなつたときには、弁護士費用も含めて交通事故発生時のこのAの地点からずつと遅延損害金請求ができるんですが、保険金の請求というふうな観点に立つた場合には、今回の法案だとBでもなくCでもなくDの地点、相当期間が経過した後によりやく遅滞に陥ると、こういう仕組みになつておりますので、どうもそれが出てくるのではないかと、このように思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) ただいま委員が御指摘になつてゐる点は、保険給付を行う期間の定めがない場合でございまして、現行の各種の保険ではすべて約款で期間を定めておりますので、その場合には第二十一条の第一項の方に参ります。第二十一条の第一項でまいりますと、ここで書いてある相当の期間を超えた期間が経過してから支払うという約款である場合には、その相当の期間まで縮められますので、決してこの保険法案によつて現行の取扱いが後退するということはないと思ひます。期間の定めがない場合というのは、先ほどちよつとほとんどないという話をいたしました。委員か

ら御指摘がありまして、期間がない商品を手新に

○松野信夫君 実際、現在の自動車保険、火災保

○政府参考人(倉吉敬君) 期間の定めがある場合

私がついてゐるのは、交通事故の場合ですと、事故発生最初のこのAの地点から既に遅滞に陥つて遅延損害金が発生するでしょうと、これは多分争ひがないと思ひますね。だけど、期間の定めがあるとなかろうと、保険金を請求するという観点に立つと、Aの地点からは保険金を請求する観点で遅滞には陥つてなくて、相当の期間経過したところか、あるいは期間が定められてゐるときは期間が経過しないと遅延損害金は発生しないから、いずれにしろ遅延損害金は発生するんじゃないですか、こういう指摘です。どうでしょう。

して損害賠償請求をするときは、その事故が発生したときから遅延損害金が発生します。

で、今問題になっておりますのは、保険契約に基づいて、契約に基づく請求権として、その請求権がいつ遅滞に陥るかという話ですので、これは保険契約の解釈になりますので、約款があればその約款によって期限が定まると。その期限が余り不合理ではないから、今回の保険法案ではその最初の期間が余りにも長くしているときは短くなるよということを一十二条の一項で書いてあるということとしまして、不法行為に基づく損害賠償請求を請求するときはもうもちろん委員の御指摘のとおりでございます。

○松野信夫君 この点についてもう少し議論をしたいけど、時間の関係でこの程度にしておきます。

次に、契約の解除の点、これを質問したいと思

います。
保険法案で言いますと三十三条とか五十七条とかに規定があるところがございます。今回の法案の中によりますと、重大な事由による解除というのが認められるわけです。例えば三十三条でいきますと、一号とか二号とかいうのはこれは割合明確です。でもまあいいかなと思ひますが、第三号のところは、信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由というふうなことになるので、極めてあいまい。極めてあいまいで、言うならば、そ

そつかしい人がおられて何回も何回も事故を起こす、そういうふうな人もいられるし、場合によっては、もうクレームのように入っている不公平不満をすぐぶつけてくるような人もおられる。例えばそういうふうな人をこの三号の規定で、もうおたくの契約は解除しますよというふうなことは認められるん

でしょうか、どうですか。
○政府参考人(倉吉敬君) 結論から言うと、た

いてあるとおりでございますが、「前二号に掲げるもののほか」と、こう書いてありまして、この一号、二号に書かれていることに比べても遜色ない、比肩するほどの重大な事由があった場合に限り解除を認めると、こういうものでございませう。決してあいまいな要件を定めたものではございませう。
この要件につきましては、保険者の信頼を損なう事由であるということ、かつ当該保険契約の存続を困難とするものであるということが必要とされております。極めて厳格なものでありまして、例外的な場合にのみ認められるものであるということが一応規定上は明らかになっていると考えている次第であります。
ちなみに、現在用いられております約款にも同様の解除の規定がございます。これに基づく解除が訴訟で争われたと、果たしてこんな事由で解除できるのかということと争われたというケースがあるわけですが、その上で解除ができると裁判所が認めたものとしたしましては、保険契約者がごく短期間の間にも何十もの保険契約に入っている、いかにもおかしいと、そういう重複して加入した事例等々がございます。そのような事例に限られるだろうということでございます。
○松野信夫君 時間ですからもう終わりますが、そうだと、今局長が言われたようなケースというのはむしろ第三十条の一号か二号に当たる、ある意味ではもう保険金詐欺あるいは詐欺同然と思われるようなケースではないかと。そうすると、何も三号を設けないでも、一号か二号の保険金詐欺あるいはその疑いが強いということと解除ができるわけで、私はこの三号でどうも保険者の立場に立ち過ぎていてのではないかとこのように指摘せざるを得ないし、非常に局長が言うほど明確ではなくて、存続を困難とする重大な事由なんというのはいかにもどうとでも解釈できる文言で、全く縛りになっていないというふうには言わざるを得ないと思ひます。
もう少し具体的なケースがもし指摘できるな

ら、一号、二号ではなくて、保険金詐欺ではなくて、こういうケースですと具体的な指摘ができるなら、お願いしたいと思ひます。

○委員長(遠山清彦君) 倉吉民事局長、簡潔な御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(倉吉敬君) はい。

それでは、もう一つだけ裁判で認められた事例を付け加えさせていただきますと思ひますが、保険契約者兼被保険者が傷害疾病定額保険契約を締結した直後から、入院治療の必要性があったかどうか疑わしいにもかかわらず、様々な傷害、疾病を理由に入院を繰り返したと。

要するに、どういうケースかと申しますと、ストリートにこの契約について保険金詐欺を働いている、あるいはモラルリスクのあるケースだということと直接は証明できない。しかしそれをうかがわせるような間接事実が幾つかある、しかし直接証明までは至らないようなものが事実上この第三号で認められると、こういうことになるのではないかと考えております。

○松野信夫君 この点については更に議論したいと思ひますが、時間ですので、これで終わりたいと思ひます。

○委員長(遠山清彦君) 午後二時十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時十分開会

○委員長(遠山清彦君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、外添要一君が委員を辞任され、その補欠として森まさこ君が選任されました。

○委員長(遠山清彦君) 休憩前に引き続き、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。
○森まさこ君 自民党・無所属の会の森まさこでございます。

本日は、初めて法務委員会において質問をさせていただきます。光栄に存じます。私は弁護士出身でございますので、鳩山大臣が日夜法の支配を行き渡らせるために奮闘なさっているお姿を見て頼もしく思っております。

個人的には、私、消費者弁護士でございますので、消費者法がなぜ司法試験の科目でないのかなと思っております。これから少し消費者庁のことにしても触れさせていただきますが、是非、今、法曹人口の問題、質の低下、そしてモラルの低下という問題もありますので、昔は教養選択科目というものが司法試験の中にもありました。消費者法の司法試験科目について御検討いただければと思ひます。

さて、それでは消費者庁について述べさせていただきますが、福田総理が、本日の資料一枚目にご覧いただきますように、四月二十三日の第六回消費者行政推進会議において「消費者庁(仮称)」の創設に向けて」という意見を提示されました。そして昨日、この推進会議において消費者庁設置の最終報告の素案が示されました。

また、資料二にあるように、五月十九日には、パロマガス湯沸器による死亡事故の被害者の御遺族、それからコンヤクゼリーによる死亡事故の被害者の御遺族とお会いになりまして、またシンドラエレベータの被害者の御遺族の方の陳述書もお読みになられました。私は総理と被害者の御遺族の方々の面談に同行をしておりましたが、そのときに総理が漏らされたお言葉、小さな命が簡単に失われる、このような被害が二度と起きないように、強い権限を持った消費者庁を設立しなければならぬという御発言が胸に残っております。

この消費者庁の議論はぼつと出たものではなく、実は従来からあったものでございます。現在のよく縦割りと言われます省庁の体制でございま

すが、戦後復興のために産業育成に重点を置いてそれぞれの専門分野の省庁がつくられました。これについては、そのときの社会情勢に依りて成果を上げてきたと思います。ところが、それが成功して、復興をして経済が発展してまいりますと、企業が大きくなり、そして大量の商品が作られるようになる。そうしますと、一人の消費者との間に情報の格差、政治力の格差、経済力の格差というものが生じてきて、いったんトラブルになったときには対等に聞えなくなる、裁判において法の支配を、その恩恵を消費者の方が受けられなくなるという場合も生じてきました。

諸外国はこれにいち早く反応して是正をしてまいりました。つまり、今日ほとんどの諸外国に消費者問題を専門とする行政機関が備えられています。アメリカにおいては五十年前に消費者問題に対応する機関ができました。つい最近では韓国にも消費者院ができました。その消費者院つくったときの趣旨というのは、経済界と対立するものではなく、消費者保護をすることによって経済も発展をする、そういうウイン・ウインの関係なんだということが発表されております。

さらに、昨今のサブプライムローンの問題、これを教訓にして、格差社会の底辺、低所得者の方々から搾取をする、アメリカでは略奪的取引というふうに言われておりますが、サブプライムローンの中でも特に略奪的な貸付けがなされている分野が放置されていたことにより、それ以外の経済の分野、そして世界にも重大な影響を与えてしまったという反省の下に、これからは経済学もそして経済法も、生産者の立場からではなく消費者サイドからの立場で構築していかなければならないという議論がほとんどになってきております。

それを受けてOECDの最近の会議においても、そのコンシューマーサイドからの経済学、経済法というものがこれから構築されなければならぬという、そういう論文がたくさん出されたところでありました。

ところであります。

また、このOECDについて申し上げますと、その前のOECDの会議におきまして、消費者保護執行機関を諸外国につくるべきだという勧告が二〇〇七年の七月十二日に出されております。このとき日本は副議長国でありました。そして、日本だけが消費者保護執行機関を持っておりませんので、それをいち早くつくる必要があるんですが、政府においても、平成十四年に既に実は国民生活審議会において消費者行政を一元化する、勧告権を有する常設機関を設置するという報告書を出しております。また、平成十七年にも消費者基本計画の中で同様のことが閣議決定によって決められています。

このような流れを受けての福田総理の今回のお取組ということで、突然出てきた議論ではなく、長い歴史的な変遷の下で社会的な変容に対応するものである、そして海外の情勢も踏まえたものであるという非常に理論的な理由があるものであります。

この消費者庁、福田総理の先ほどの国民を救うという優しいお心と強い信念の下に、本場に消費者の目線に立った実効性ある組織の創設を期待しているところでございますが、そのためには各省庁の皆様や閣僚の皆様が御協力が必要でございます。法務大臣におかれましては福田総理の消費者庁構想に御協力をいただけるのでしょうか。消費者庁創設についての法務大臣の御意見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 福田内閣の一員として消費者庁構想に全力で協力をしていきたいと思っております。

アメリカではラルフ・ネーダーとかコンシューマリズムとか、強力な消費者運動が以前からあった。日本にもいろいろあるわけでありまして、あったわけでありまして。しかしながら、一国の総理大臣が消費者の視点からすべて見直そうという消費者庁をつくらうとおっしゃったという意味では、これはコペルニクスの転換と言ったついで

いづらいの大胆な発言であり、これはみんなで応援をしていかなければならないだろうと思っております。

そこで、ちよつと余計なことを申し上げるわけですが、私は長年、環境問題をいろいろ勉強をしてきて、環境省が環境と経済の調和なんて平気で言うんですよ。そういうような在り方は良くないんです。環境省が経済と調和だなんて、経済成長と地球環境問題は両方とも両立するみたいで、それはできる限り両立に努めるのはいいんですよ。そういう妥協をしたら、もう環境省も昔の環境庁も価値がないんですよ。そういう意味でいえば、消費者庁というのができたら、みんな各省庁仲よく協力してというんじゃないで、他の省庁と全部戦うぐらいの、そういう消費者庁でなければ消費者のために大した力を持たないんじゃないかと、私はそう思うんですよ。

実は、民主党の先生方にも聞いていたんですが、私、昔文部大臣をやったときに、結局、学習塾の問題があつたんです。私は業者テスト禁止、だとかそういうことをやっておりましたが、学習塾の問題にどう対応するかと私は役人に言ったんです。そうしたら、いや、学習塾は文部省は手は触れることができないと言ってます。なぜと言ったら、あれは経済産業省が一生懸命育てているから、学習塾については文部省は物はいえないと言ってますね。そういう行政だとうまくいかない。例えば文部省が、学習塾はいわゆる小中高校の普通の教育について害があると思えば学習塾と戦ってやるぐらいのことを言う文部省だったら国民のためになるんですね。

そういう意味で、どうせ、どうせというか、消費者庁をつくるならば他省庁と戦うような、保険については金融庁と戦うような、そういう消費者庁にしましょうよ。

○森まさこ君 ありがとうございます。力強い御意見を伺いました。各省庁が消費者庁ができてどれだけ自分のところの所管が切られるんだらうか、少なくなつたら

先輩方に申し訳ないというような、そんな考えでいてはいけないと思います。公務員が意識を改革しなければならぬんですが、この今のよんだ空気ではなかなか無理であると思います。

こんなことがありました。総理のところにお連れした被害者を、昨日は自民党の消費者問題調査会、こちらの方に来ていただきました。そのときはシンドラエレベーターの被害者の方もいらつしました。皆さん覚えていらっしゃると思います。どうか、小学校六年生の男の子です。自分たちの住んでいるマンションのエレベーター、いつも乗っているところでドアが開いたところで急に上昇したという、それによってお亡くなりになったと。そのお母さんが来て皆さんの前で決心して顔を見せてお話をしてくださった。その息子さんの前に十何件も同様の事件があつたのに企業が隠していた、そして、担当の国交省も何もしていなかったということをお話になり、さらに、私も驚いたことに、一年前の事件でありましたが、あの後二年間、企業シンドラ社は一度も謝罪も連絡もない、さらに、国交省に何回も足を運んで、どうやって事故になったのか調査してくださいと言つても、調査機関もつくられていなかったと発表になりました。

そこで、その後、私たちの司会が国交省担当者どうなんですかというように質問したところ、国交省が立ち上がつて、私は担当ではありませんと言つたんです。これこそが今私たちが消費者被害がなかなかもう本当に解決されない、そのお母さんが、たつた今、何回も国交省に行つてどが担当だか分からない、たらい回しにされて二年間たちましたと言っている目の前で、私は担当ではありませんので分かります。一言で、もう本当に、本当だつたら国交省を代表して、また政府を代表しておわびします。何とかいたしますというふうな、そういう答弁が聞きたかつたんですが、そういう公務員の意識、私はやはり公務員というのが国民へのサービスをするという意識が欠けていると思います。

そこで、大臣にお願いしたいのは、やはり法務省は、丸山委員も以前質問の中で触れられていたように、霞が関の法務部として、公務員全体、霞が関官僚の全体の国家公務員法遵守、法令遵守、国民へのサービス意識というもののアップに努めていただきたい。自分たちはこの分野しかやれませんということですから、うまく消費者又はそれ以外の問題も対応できないというふうに思いますので、これは私のお願いですが、お願いを申し上げます。

次に、違法収益の吐き出しについて取り上げたいと思います。

これは消費者庁の中でも目玉機能として位置付けられているのですが、一つ、五委員会やみ金事件というものがございました。今日配付している資料の中にもあったと思いますが、資料五です。これにあるように、五委員会やみ金事件では、外務省と法務省が協力して約三十億円の違法収益をスイスから返還していただいたということで、私も消費者弁護士として、違法収益の剥奪の国際基準、基準ということはありませんが、相場から申しまして半額というのは非常に高い金額でございします。すばらしい成果であったと思います。これに対する法務省と大臣のお取組について、本当に高く評価したいと思います。

そこで、今後ですが、戻ってきたのはいいんですが、その後、被害者の方になるべく返還をされるということが重要でございします。この被害者に支給する手続が開始するということについて、法務省としてどのように準備をされているか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(大野恒太郎君) スイス政府からの資産の譲与でありますけれども、これは本当に近々行われる見通しであるというふうに聞いております。

この譲与が行われますと、検察当局におきまして犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づきまして、まず弁護士である被害回復事務管理人を選任いたします。それと同時に

に、可能な限り早期に支給開始決定を行うことになりま。支給手続開始決定がなされますと、検察官は支給対象犯罪行為の範囲等を公告いたします。それと同時に、知られている被害者等への通知を行うわけ。そして、支給申請期間内に被害者等から申請がなされますと、これに基づきまして、今度は被害回復事務管理人からの審査報告などを受けた上で支給の可否等を裁定いたします。そして、不服申立て等の手続を経て、原則としてすべての裁定、それからこれに要する費用等が確定した段階で実際の被害回復給付金の支給が行われると、こういうことになるわけでありま。

現在までの作業でありますけれども、検察当局におきましては、今申し上げました支給開始手続決定に伴う公告に備えまして、支給対象犯罪行為の範囲の検討を進めているところであります。また、通知する先の知れている被害者の氏名、連絡先等を調査しているところであります。大変な数になるというふうに向っております。また、弁護士である被害回復事務管理人もお願ひする必要があるケースと考えられますので、その選定作業も行っております。

何分、この法律に基づきます手続はこの件が初めてということになるものですから、それぞれの手続につきまして現在具体的な検討を重ねておりまして、できるだけ早くかつ多くの被害者の方々に被害回復給付金が支給できるように努めているという状況でございします。

○森まさこ君 ありがとうございます。

私も、日本では数少ない、前川先生と同じ消費者事件を多くやる弁護士でございしますが、アメリカの制度がどうなっているのかなと思つて、留学をして研究をしたことがございします。そのときにこの違法収益の吐き出し制度について学びまして、戻つてきてこれを是非日本に導入したいと論文を書きました。そして、その一部でですけども、この刑事手続の中の別表に、この組犯法の別表に入っている犯罪だけですけれども、一部この違法

収益の吐き出し制度が今回導入をされて初めての回収ということ、非常に歴史的なことだと思つておりますが、やはりそれまでに若干時間が掛かったということについては、私は少し不満を感じております。

この五委員会やみ金事件が起きたことによつてこの法律ができて上がる、世論の盛り上がりがあった作られたんですが、それが二年前作られて施行されました。二年間たつております。事件が始まつてからはもう八年ぐらいたつております。被害者の方々の記憶も大分失われているでしょう。そして、手元にある証拠も散逸されているでしょう。お金は戻ってきたけれども、それを被害者の方に戻すにはなかなか大変な作業があると思ひます。

その点で一番大事なのは、いかに被害者を掘り起こすかということでございします。これがアメリカの制度でも一番ポイントにされている部分でございします。それによつて、この被害回復事務管理人というものを弁護士を選任することができるといふふうになっておりまして、今回は選任していただけたということでございますので大変有り難いんですが、弁護士の持っているノウハウをもつて、この事件にできれば関与をした弁護士さんたちのノウハウを使つて一人でも多い被害者を掘り起こしていただきたいと思います。

起こしていただきたいと思います。この被害者の人数が六万人と報道されております。ところが、これは梶山率いる五委員会やみ金グループ、あまたのうちのグループのうちのたつた一つのグループだけで六万人でございします。一つのグループについて警察の突き上げ捜査がたまうまうまういったというだけで、そのほかにも十数のグループがございします。この組犯法ではほかの被害者にも返還ができるというそういう規定になっておりますので、ほかのグループについても被害者を掘り起こすべきだと思ひます。

ところが、六万人の被害者のうち、警察に四万人については資料があります。こういう被害者、知れている被害者については、その当時の住所を追つていつて今の住所を調べるとか電話番号を調べるとかという作業を今なさっているということでございますが、それ以外の十数グループの被害者の方々にはどうやって広報をするのでしょうか。今考えていらっしゃる方法を教えてください。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今御指摘のありましたように、できるだけ多くの被害者の方々を掘り起こすと思ひます。申請の機会を確保することが大変重要であるというふうに考えております。

検察当局が具体的に取る方策といたしましては、法律に定められております官報への公告、それから検察官において把握している被害者の方々の通知というのがあるわけでありまして、それ以外にも、例えば検察庁のホームページに公告事項掲載も予定しております。

ただ、ホームページをそうした方が皆さん御覧になるということとはなかなか期待し難いわけでありまして、被害者団体等の関係機関に公告事項等の情報提供を行つて公告を依頼するなど、いろいろな方法で隠れている被害者の方々にこの手続が開かれたということをお伝えするような方策を現在検討しているところでございします。

○森まさこ君 この広報の仕方ですけれども、ホームページは見ません。やみ金の被害者の方々の生活というものを、現場を想像していただいて公告をしなきゃいけないと思ひます。これについて被害回復事務管理人の意見を聞くという制度になっているんでしょうか。教えてください。

○政府参考人(大野恒太郎君) 法律上はそのような形にはなつていなかったかと思ひますけれども、実際の運用に際しましては、検察官とそれから事務管理人である弁護士さんとの間で密接な打合せをしてやることが期待されるところでありますので、そうした中で周知の方法等につきましても更に検討が進められるものというふうに考えております。

○森まさこ君 アメリカでは例えばどういふことがなされているかといひますと、その犯罪によつ

て被害者が使った媒体をそのまま使うんですよ。
例えば内職商法、日本でも大分はやってい
ますが、不景気になると必ずはやる消費者被害であり
ますが、内職しませんかと言って、それでします
というふうに言うのと、それにワープロが必要で
す、三十万円です、一万円から三十万円、そのぐ
らいの金額を最初に払わせるような詐欺ですが、
アメリカでその大規模な内職商法が行われたとき
に、消費者庁に対応するFTCの消費者保護局が
取った違法収益を返還するための広報制度とい
うのは、内職をしたいと思うような所得の方々がよ
く読んでいる新聞、まあスポーツ紙に近いような
新聞です、そこに内職しませんかという広告を、
詐欺師が載せていたそれと全く同じ広告を同じ場
所に同じ曜日に載せまして、ここに引つ掛かった
方はFTCと書いたんです。それでほとんど二〇
〇%の被害者が掘り起こされたといえます。その被
害金額も、いち早い迅速な調査によってほとんど
すべての財産をフリーズしておりましたから、被
害者には全額が返つたと。

一人の被害金額は非常に小さいんですけれど
も、そういったことがあつたFTCの官僚が本
当に誇らしげに語っていました、そういう工夫
をなかなか、こう言つては申し訳ないんですが、
霞が関のお役人がしろと言つても難しい部分があ
ると思いますので、やはり現場の弁護士又は被害
者団体の方々が本場に被害者の立場に立つて、ど
れだつたら目に入つて被害者が名のり出れるのか
と、そういう制度をつくりたい。

そうしますと、今法律上は被害事務管理人の意
見を聞くようになってないと言いました。そのと
おりなんです。法制審議会のときに、ここについ
ても弁護士の意見を入れてくださいというふう
に私たちが日弁連は要望を出しましたが、いやそれは
そういう必要はないと、弁護士を雇うことができ
るという規定にはするけれども、それは集まつた
被害者に対して財産を分け与える破産管財人のよ
うな役割だけを与えますということでしたが、こ
の違法収益の剥奪及び返還で一番大事なのがさつ

き言つたように掘り起こしてございまして、そ
の部分に事務管理人の意見が聞けるような制度を
是非今回は改正をする必要があると思ひます。こ
の今回の五菱会のやみ金事件が一番最初の先例に
なりますので、この先例を教訓にして次回以降改
正をしていただきたいというふうに私は強く要望
します。

そこで、この附帯決議を資料四の一に、この法
律ができるときに附帯決議がなされていきます。そ
のときに、広報の制度についてもまた検討する
と、見直しをするというふうになっておりますの
で、是非見直しをしていただきますようお願い
を申し上げます。

次に行きますが、戻つてきたお金を被害者に配
りました。きつとあの被害者が全部は掘り起こせ
ないと思ひます。そして残余財産ができたときに
は、今の法律では国庫に入ることになっておりま
す。ところが、この財産というのは元々は被害者
が被害に遭つた財産であつて、税金として納めた
ものではないんです。国庫に入ることとは理
論上少しおかしいし、被害者の納得感、国民の納
得感もないと思ひます。本来、犯罪被害者の財産
でありますから、被害者の本人に返らなくても、
少なくとも同様な犯罪の被害者のために使うのが
望ましいというふうに思ひます。

これについても、附帯決議の資料四の二をめ
くつていただいて、その七項の方に、「一般会計
の歳入に繰り入れる給付資金に関しては、両法の
施行後の状況等を勘案し、これを新たに判明した
犯罪被害者等に支給することができるとする制度や犯罪
被害者支援団体等の経費に充てることができる方
策について、引き続き検討すること。」というふ
うになっております。

これについてのお考えをお聞かせください。
○政府参考人(大野恒太郎君) 今、委員が引用さ
れました附帯決議の中で、「両法の施行後の状況
等を勘案し」と、こうなつておるわけでござい
ます。

先ほど申し上げましたように、今回の五菱会の
事件が第一回目の事件ということになるものです
から、その運用等も十分に見た上で更に検討を進
める必要があるだろうというふうに考えており
ますけれども、制度を設けたときの基本的な考え
方は、被害回復給付金支給制度は、没収、追徴の
対象となつた当該の財産犯等の犯罪行為だけでは
なしに、これと一連の犯罪として行われた財産犯
等の犯罪行為の被害者についても広く給付金の対
象になるということ、いったん残余金が生じた
場合であつても、さらにこの財産を給付金の支給に
充てるといふような、そういう仕組みになつてお
りますので、基本的にその給付金の支給後に残余
金がどれくらい生ずるんだろうかというの、ま
だ見通しが必ずしも明らかでないところござい
ます。それほど多くないんじゃないかというよう
な議論もございします。

それでもなお残余金が生ずる場合どうするか
ということになりまして、犯罪被害者等の経済的
支援の在り方につきまして、政府が被害者保護支
援のための施策を全体的に検討しております。そ
の中で、法務省といたしまして、引き続きこの
問題の検討に加わつてまいりたいというふう
に考えております。

○森まさこ君 その件なんです、私は、この法
案を作られるときに、法案提出資料に私の論文も
入れていただいて大変うれしかったですけれども、
も、この部分については本場に不満が残りました。

今おっしゃつたように、法制審議会でもおつ
しゃつておられましたが、残余財産が出るという
見通しがないと、余るか余らないか分からないか
ら、余つたときは国庫に入れて、全く理由に
なつていないんです。余るか余らないか分か
ないけど、余つたときどうするかというのを検討
しているんですから、これはどうするのが一番こ
の制度の趣旨に見合うか。被害者救済のためにや
るんですから、被害者の救済の制度に利用するの

が当然だと思ひます。

そして、いや、余つたときがあるんじゃないか
と、これはもう本場に百億のうち五十億がスイス
にあるんですよ、そこまで法制審議会が質問が
ありましたときには、さらに法務省の方が、いや
これはこれ一回きりで、たまたま、もうスイ
スに五十億もあるなんておいしいことはいん
ですというふうなことをおっしゃいました。ところ
が、その後事件が次々に起こつております。今、
本場に詐欺事件というのは、情報が発達して、イン
ターネットが発達して、全国から被害者を多数に
一瞬にして集めることができる、そしてそれをマ
ネーロンダリングするんです。

最近、ちよつと皆さん御記憶にあるところから
いへば、エビ養殖の詐欺事件、ワールドオーシャ
ンファーム、これが約四万人から六百億円を集め
たという詐欺なんです、そのうち四十八億円が
アメリカに送金されて、現在、今アメリカで凍結
をされております。四十八億円です。スイスの金
額と変わらない金額なんです。これは凍結されて
おりますが、今、日本政府は何もしておりません。
そういった、この後も近未来通信という事件もあ
りました。それもマネーロンダリング、中国の方
に多額の送金が行われております。そういった多
額、大規模な詐欺事件がこれからはどんどん、ま
た国際的なものが起こつていきます。それを余
らないからというふうな理由でおっしゃるのは全
く納得できないので、これは是非、附帯決議の方
に書いてあることでもございしますから、被害者
の方に使える制度というものを是非この委員会でも
御検討いただきたいと思います。

そして、その後また、私怒つてばかりいますけ
ど、法制審議会でも、それじゃ余つた金額を被害者
基金にしたときに使い道がないじゃないかという
ような反論もあつたんです。被害者のために振り
込め詐欺に注意しましょうというふうな宣伝費ぐ
らいじゃ、そんなにうまく使い道がないですよとい
うような反論がございしましたが、これはもう本
場にいろいろなあまたの制度がございします。

例えばアメリカで、ニューヨークなんかでは、消費者相談というものが、被害に遭った人の相談をもっと増やすために、今国民生活センターには実際ある部分の五％の相談しか寄せられていない、国民が知らないからなんです。そういうものを周知させるために、バスの車体に、詐欺に遭ったら〇一二〇何番みたいな書いて走らせたりとか、そういうことをして実際に市民の目線のレベルで広報するというのもありましたし、それから、もう一つ私が今提案したいのは、これはやみ金事件の被害者でなくても、やみ金の被害というものは二大ツール、他人名義の携帯電話と他人名義の銀行口座です。その二大ツールを押さえないと被害が減らないんですが、なかなか捜査がうまくいっていません。

そこで、最近、名古屋銀行が画期的なシステムをつくりました。これは銀行口座の方の取引で、今は窓口の人が怪しい感じかどうかというのを注意しようという形ですが、そうじゃなくて、もうシステムのにお金の出入りで、ふだん全く出入りをしていないような口座にほとんど大きな振り込みがあるとか、全然、多数の違う名義の人から振り込みが来てそのたびに出されているとか、そういう怪しげなものがあつたらアラームが点滅するようになっていて、その場合には、間違いないですかと口座名義人に確認したり、次に振り込みがあるときに窓口で注意したりということで、大分犯罪が減っているということなんです。

名古屋銀行、これを開発するのに数千万円掛かったということですが、全国の銀行にそれをつくらせるとどのくらいになりますかと全銀協さんに聞いたら、いや、もう数十億掛かるからできませんよと言っていますが、そういうものの被害防止のための予算にこういう余った犯罪収益というものを使っていくということもあると思いますから、使い道の方もいろいろと考えられるということ、是非この辺は更に御検討をいたしたいということをよくお願いをいたします。それから、次でございしますが、今、ワールド

オーシャンファームについて全く動いてないというふうなことを言いましたが、これはなぜかというふうな申しますと、実は刑事事件がまだなされてないということでございます。刑事事件もなされてないというこの組犯法上の制度が使えない、これは刑事法でございしますから。そうしますと、違法収益が海外にマネーロンダリングで行ったと、アメリカで凍結をしてそれが何らかの情報で入ってきたと、日本政府は何も動けない、それが日本のお金なのにといいことになりまして。

ここで、これをずっとほっておいたらどうなるんだらうかと申しますと、ほっておくと、やはりそれはその国その国違うと思いますが、いったん凍結したものがあつてしまうと、それは国庫なり州の予算、歳入にされてしまふと思います。それで、今回のスイスも、非常にゆつくりやっていたために返してもらうのに交渉が難航したということも聞いておりますから、凍結されたらすぐ返してといつて返してもらふことが大切なんです。

そのためには、この組犯法という刑事法だけではなく、行政法や民事法で違法収益を剥奪する制度をつくっていく。すなわち、消費者庁で福田総理がおっしゃっている違法収益剥奪制度を整備していくということが大切だと思ひます。それについて、先ほどの附帯決議の十二項に、新たな被害者救済の仕組みというものを排除しないと、そしてそれも検討していくことをしてまいります。

法務省の方が自分たちのところにある刑事手続以外に、行政や民事の方で違法収益剥奪について検討していくということについてのお考えをお聞かせください。

○政府参考人(倉吉敬君) 実には、多方面の検討の御意見も伺っておりますが、現時点で、今、違法収益の剥奪の制度についてどのようなものが念頭に置かれていのかというのには必ずしもはっきりしませんけれども、かなり実は問題があると、このように考えております。若干申し上げます。

この違法収益の剥奪制度という、似た制度が現行の民事保全制度、それから民事執行制度の中にもあるわけです。一応、民事裁判を前提として財産を凍結するという手続はありますが、この現行の制度を超えてその資産全体を凍結するような制度、これを導入するというところにするとすれば、当然ながら財産権の侵害の問題が起ります。

さらに、消費者の損害賠償という、これは私益、私の益ということになります。その私益の確保のために行政機関による捜索、押収のような制度を設ける、こういうことも考えられているのではないかと申しますが、そのようにするということとは、やはり住居の不可侵という憲法上の保障、これを害することになるおそれもあるだろうと。このように今のところ問題点があると考えているところでございます。

○森まさ子君 法制審の当時の答弁どおりの御答弁、ありがとうございます。

私たち消費者弁護士が、悪徳業者が先ほどのような何百億、お金を取られて、取り戻そうと思つて弁護士をつくりまして。それから、先ほどの、今ある民事保全制度を使おうといひました。しかし、それには、まずどこにお金があるのか、いかにか分らないといひませんが、これはもう本当に一介の民間弁護士、それから被害者の情報だけでは容易に知ることができません、もう本人や会社においておくわけがないんですから。その部分についてアメリカや諸外国の制度では、先ほどのような捜索、押収のような強い制度でなくともいいと思ひますが、今、金融庁の証券監視委員会なんかの検査もできていくわけでございますから、そういった行政の知り得る情報で取りあえず凍結をし、それはもちろんそれなりの疎明資料が必要だと思ひますが、凍結をした上で、そしてきちんと裁判をして、そして被害者に戻すということをしてまいります。

もう一つは、民事保全をするには保証金を積まなくてはなりません。しかし、財産をむしり取られた被害者に保証金を積む財産的な余裕がござい

ません。そういった様々な問題があるからこそ、この制度が提案されているということだけ申し上げておきます。それでは、やつと保険法の質問に入らせていただきます。

本日のこの保険法でございしますけれども、共済契約にも適用範囲が拡大されることになった、それから、傷害疾病定期保険についても設けられたということでございますが、元々、共済は保険とは本質を異にするので適用への拡大は慎重にすべきという意見もあるようでございますが、共済とそれから傷害疾病定期保険について法務省としてはどのように考えているか、お考えをお聞かせください。

○政府参考人(倉吉敬君) 現行商法の保険契約に関する規定、これはもちろん営利保険と相互保険を対象とするものでありまして、共済契約を対象とするものではありません。また、共済事業に関する法律の中には、商法の保険契約に関する規定の一部を当該共済契約に準用するもの、これはあります。共済契約一般に適用されるような契約ルールはこれまでなかったわけでございます。もっとも、共済契約も保険契約と同一の機能を有しているところがあるわけでありまして、一般的には共済契約にも保険契約に関する商法の規定が類推適用されると、このように言われてまいりました。

ただいま委員からちよつと御指摘ありました共済と保険、少し違うということもありましたが、しかし、共済契約と保険契約の契約内容については、どちらも事故や病気のついた万一の事態に備えて多数の人たちが資金を出し合い、そうした事態に遭つた方に保障を行うという仕組みを前提としていた点に共通性があるわけでありまして、そうしたところから、共済についても基本的なルールがある方が望ましい。また、法律上の契約ルールがないという共済契約一般について基本的な契約ルールが定められるということになれば、契約上のトラブルを解決することもより容易になると

いうこともございます。そこで、保険法案では、共済契約のうち、実質的にこの保険契約と同様の内容を有するものについてはこれを法案の適用の対象とするということにしたいわけでございます。

それから、傷害疾病定期保険ですが、これについても現在一般的な契約ルールはないわけですが、けれども、傷害疾病定期保険は人が保険の対象である点で生命保険と共通点があるということと、類推適用されるという理解が、生命保険に関する規定が類推適用されるというのがこれまでの一般的な理解だっただけで、これについてもきちっと契約ルールが適用されるということで、今回の保険法案では明確に章を設けて対象にしたところでございます。

○森まさこ君 今の御答弁ですと、消費者の保護のために共済についても規定を、適用範囲を拡大されるということでございますので、消費者のためにということであれば非常に私は歓迎すべきことだと思います。

次に、保険金の不払問題についてお伺いしたいと思いますが、最近の報道によりますと、主要な保険会社は直接寄せられた平成十九年度の苦情件数は平成十七年度の二倍に当たる約四十万件を超えたということが判明したようであります。

また、生命保険では、国民生活センターへの苦情や相談が増え続けているという見通しでありまして、過去最高であった平成十八年度より三千件も多くて、そして相談者としては六十歳代と七十歳代だけで全体の半分近くなるといってございします。この理由としては、大量の団塊世代が保険料の支払を終え、本人や家族が受取側に回り出したこと、そして保険金不払問題で保険会社への不信感が増していること、投資性が強く複雑な内容の保険商品が増えていることということが挙げられております。

現在審議中の保険法案は、時期的に言いますと平成十八年の十一月から法制審議会の保険法専門

部会で審議が行われておつたと承知しておりますが、その途中でいわゆる保険金不払問題が発生したということでございますが、この保険金不払問題が今回の保険法にどれだけ反映をされているのかということをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(倉吉敬君) 御指摘のとおり、今回の保険法案の審議というのは、この不払問題が起る前から既に研究会等で検討を重ねていたところですが、その過程で不払問題が起つたということになります。その結果、この不払をなくすために契約ルールのレベルではどんなことができるだろうかということも当然議論の対象になったわけであり

ます。その結果、この不払に対処するために、例えば告知義務につきましても、自発的な申告義務から重要な事項のうち保険者が告知を求めたものについて告知すれば足りるという質問応答義務に改めました。それから、保険募集人による告知妨害等があった場合には、保険会社の方から告知されないという状況は、保険会社の方から告知されないという状況は、告知義務違反を理由にする契約解除はできないんだということも定めました。それから、保険金の支払が不当に引き延ばされることのないように保険給付の履行期についての規定も新設すると、こういうことになったわけでございます。

○森まさこ君 三十条についてお伺いしたいんですが、三十条は、重大事由による解除、これが新設されております。今までの規定はなかったというふうな承知をしておりますが、重大事由による解除というのは今までもなされていたわけでありまして、これは約款に書かれていたわけですか。そして、約款を理由に保険会社が解除をするということが行われておりました。

資料の三の一を御覧ください。これは金融庁の資料でございますが、不適切な保険金不払、その原因が何だろうかという資料でございます。

上から区分のところを見ますと、詐欺無効というところで十一件とそれから明治安田が二百六件というふうにあります。詐欺無効であるという理由で、本当は詐欺無効でないのに不払していると、そういうふうなこの表を見ますが、その中に上から四段目、重大事由の解除というのがございします。重大事由でないのに重大事由であると解除をして不払であるというものがこれだけの数があるわけでございます。それなのに、新しい保険法にわざわざ重大事由による解除を条文でできるようにしたということは、これ理由はどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) これはモラルリスクの排除というところに尽きるわけでございます。この重大事由による解除というのは、確かに約款では設けられていたものであります。それが委員の御指摘のように拡大解釈されて、それで不払の事由になったというところもあるいはあったのかもしれない。

今回のこの第三十条の一号、二号、三号、とりわけ三号で重大事由ということでバスケットクローズの規定を設けたわけですが、この規定は極めて限定的に解釈されますのでそのような心配はない、むしろモラルリスクを排除するのに適切な規定であると考えております。

と申しますのは、第三十条の第三号を見ていただきますと、「前二号に掲げるもののほか」と、こう書いてあります。この一号や二号に掲げるものに比肩する、これと比べても遜色のない重大な事由があった場合に限り解除を認めるということでありまして、第一号に書いてあるのは故意による事故招致、第二号に書いてあるのは保険金詐欺のことが書いてあるわけでありまして、それに比肩するものなんでしょうか。この重大事由といふも、三号の条文を見ていただきますと、「保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする」、存続を困難とするような重大な事由と、こうなっております。

したがって、十分に限定的に読めるといふふうに

考えているわけでございます。

ちなみに、それでは具体的にどんな場合がこれに当たるのだという話になるかと思いますが、実はこれまで、約款上こういう規定があつて、その重大事由というところで解除が許されるかどうかというものが争われた事例がございします。その裁判で争われた事例で、裁判所がこれは重大事由による解除を認めていいんだという認めた事例がございしますが、これは、例えば保険契約者がごく短期間の間に何十もの保険契約に重複して加入した場合などがございします。要するに、一号、二号をずばりと立証することができない、これは保険金詐欺だと、あるいは故意による事故招致によるものだという証拠がずばりとはないんだけれども、間接証拠として何十も入っておかしいじゃないかと、そういうのがあると、そういうケースを第三号で認めて、それでモラルリスクを排除しよう、解除を認めて、というものでございします。

○森まさこ君 その比肩する程度のものであるという限定的解釈をするということについては、この条文で読める以外には、何かお示しになるというふうな御予定がございしますか。

○政府参考人(倉吉敬君) ただいまの答弁も含めまして、政府の見解としてはそうであるということとでよろしいかと思っております。もうこの条文から読めると考えております。

○森まさこ君 それでは、ここで金融庁にお伺いしたいと思いますが、金融庁がこの新しい、新保険法というのを前提に保険会社を監督したり検査をしたりしていくときに、どのような解釈基準でいくおつもりなんでしょうか。この重大事由というの、そもそもまず約款にあったものですから、約款にあったその重大事由について金融庁の検査マニュアル、それから監督指針に規定が、記載があるのかどうか、それから、今後記載していくおつもりがあるのかどうかについてお答え願います。

○政府参考人(三村亨君) 金融庁といたしまして、今後とも、今回の法令改正等を含めまして、

監督上の着眼点を明確化すると、検査における適切な検証の確保の観点から、必要に応じて監督の指針、保険検査マニュアルの改訂等を行ってまいりたいと考えております。

○森まさこ君 私も金融庁におりましたとき検査官もやらせていただいたんですけれども、この検査マニュアルそれから監督指針というものを具体的に書いておかないと、現場の検査官、それから現場で監督というのをすることができません。特に、地方の財務局の職員が実際には検査、監督しているんですよ。金融庁から出かけていってやっているわけではない。そういう意味で、こちらについてはこの趣旨に従った具体的な記載を今後していただけるようによろしくお願いをいたします。

それから、また法務省の方にお伺いしたいと思いますが、先ほど保険金の不払問題のときにお答えをいただいたように、質問応答義務へ改めることになったということですが、そうしますと、質問自体があいまいだとまたこれ意味がない、なくなってしまうので、質問事項が明確である必要があると思いますが、これについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) これは契約ルールでありまして、しかも重要な事項のうち保険会社がこれは質問しなければいけないということで決めた事項ということになります。したがって、それなりに契約上の中身として重要なものであるということ、それが当然に前提となりますし、それから何を対象にしているのかということ、これは相手にそれを伝えてそれに対して答えてくださいよということを言うわけですから、当然に具体的に明確なものでなければならぬ、このように考えております。

○森まさこ君 これについても、金融庁は検査マニュアル、監督指針についてどのように対応しているのか、お答え願います。今、法務省さんからは、具体的に明確でなければならないというふうにお答えいただいたんですが。

○政府参考人(三村亨君) 告知ということにつきましては、保険会社が被保険者の危険度を判定をしていく上で非常に重要な行為でございます。このような告知の性格にかんがみ、告知において保険契約者等が適切に告知すべき内容を理解した上で正確な回答を行うことが重要だと考えております。

したがって、御指摘のとおり告知に関する質問事項は明確であるということが重要であると考えており、今回の法令改正等を踏まえ、必要に応じて監督指針等の改訂等を行って適切に対応してまいりたいと考えております。

○森まさこ君 ありがとうございます。が、そうはいっても、弁護士としていろいろな事例を見てきました経験からいいますと、法律上はそれでいいかもしれませんが、いざトラブルがあつて、立証しようと思つて証拠がないんですよ。しかも、これは言つた言わないの世界ですよね、具体的に明確に質問しました。

そういう実際の保険募集とか契約締結に際しましては、営業職員が申込書の記入から審査から査定から成立に至るまで、顧客に対する様々な対応、これをしていくんです。ですから、この保険金不払問題を根本的に解決するためには、保険会社の営業職員に対する指導、教育についても徹底する必要があると思いますが、これについては金融庁さん、監督責任を持っていらっしゃる金融庁さん、どう考えていらっしゃるか、お答えください。

○政府参考人(三村亨君) 保険契約者保護の観点から、営業職員などの募集人は募集に係る適切な資質を有していることが必要であり、保険会社は募集人に対する指導、教育の徹底を図ることが重要であると考えております。今後とも、営業職員の指導、教育の徹底に関しましては適切に各保険会社を監督してまいりたいと考えております。

○森まさこ君 よろしくお願います。次に、責任保険契約における被害者の優先権の付与についてお伺いします。

今回の保険法の見直しにより、責任保険契約について被害者に特別先取特権を付与することによつて、加害者である被保険者の倒産時にも被害者が優先的に被害の回復を受けることができるようになったというところは、これは被害者の保護の充実ということで大変重要な規定であると思います。

これまでは、責任保険における加害者が破産をしてしまった場合、保険金は破産財団に帰属をしますから、被害者は一般破産債権者として他の一般破産債権者と平等に弁済を受けることになってしまひまして、責任保険に加入している加害者が有責な事故を起こして責任を負つた結果として、保険金の支払があつても被害者以外の一般債権者に対する弁済率が高まるという、そういう結果が生じるということになっておりました。

世間一般の感覚からすれば、事故があつた場合、保険金は事故の被害者の保護のために優先的に充てられるべきと考えるのが当然であると思います。ここについては、立法論の必要性が特に高い重要な課題であつたと思いますので、高く評価したいと思いますが、ここで冒頭の方の質問を思い出していただきたいんですけれども、やみ金の被害者の被害金があつてきた、そういう犯罪被害者の収益がある場合に、先日こういつたことがありました。五委員会やみ金事件の日本国内における犯罪収益が二億円ぐらいでしたかね、見付かつた。それで、それに対して、取りあえずスイスが返ってくるか分からないので、それを期待して民事的な損害賠償請求訴訟を起こしたんですが、その途中で国税が一億円持つていつてしまったというところで、国税が優先するようになっております。

これについては、今回の保険法の被害者保護の趣旨ということからするとなかなか納得ができません。しかも、国税といつても犯罪収益に掛けられた税金ですよ。これについては、オウム・サリン事件の被害者に対しては特例法が作られて、国税に優先するということで被害者への返還が優先されました。こういったこと、それから保険法の今回の趣旨を受けて、これから一般的な犯罪被害者については、その犯罪収益については優先して弁済を受けることができると、そのような規定を作るということについて法務省さんのお考えをお聞かせください。

○政府参考人(倉吉敬君) オウムの事件について今御紹介がありました。あれについて特別法を作つて国税に優先するという規定を設けたわけがあります。

一般的に犯罪被害者についてすべて国税について優先するのだと、言つてみれば委員の御指摘は、今回の保険法で設けましたような先取特権、これを被害者に認めるということを保険法ではいじりましたが、それと同じようなことを一般的な犯罪被害者という範疇で設けようということだと思ひますが、それは範囲が非常に膨大になり、また抽象的であり、どこまで特定できるかと。それから、政策的に国税に優先させる、国税だけではないと思ひますが、もし先取特権ということになれば、先取特権にするだけのものが既存の権利との関係でどれくらいそこは優先できるのかというふうな様々な検討が必要にならうかと思ひまして、今の段階ではやや難しいのではないかとこのように思ひます。

○森まさこ君 それでは、そのオウムの場合は特別にしたという理由、それから今回の保険の場合に特別にしたという、その理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府参考人(倉吉敬君) オウムの事件につきましては、国会の中で様々な議論が起こりまして、議員立法としてでき上がったわけでありまして、あれは、オウムというあの事件の、地下鉄サリンを始めとする極めて特殊な大掛かりなテロであつたと。それからそれが、言わばあれで事件に遭つた方は全国民だれもが遭う可能性があつた。それを、あれだけ大掛かりなテロ事件として起こつた被害者であつたということで、それは国全体で支えていくべきだと、国民全体で支えていく

べきだという一つの政治的な価値判断があつたのだらうと思います。

そのことについては本当にそうだったんだらうなと思つておりますが、それと同じようなことがそれぞれについて言えるかと、様々な議論がやはり必要であらうと。全国民がそれを支えていくんだと、それについて全国民の了解が得られるといひますか、そういうことが必要なのかなといふふうに思つております。

○森まさこ君 もう一つ、今回の保険法について特別とした理由をお聞かせください。

○政府参考人(倉吉敬君) これにつきましては、本来、責任保険の場合の被害者というのは、本来であればこの保険金というのは確かに損害賠償請求権として、例えば私が自動車事故を起こして被害者がそちらにいると、その人に賠償するために保険に入つてゐるという場合には、いったん私に入るわけですが、本来被害者に入るのがこれが望ましい、保険制度としてもそうあるべき金であります。そこで、政策的に検討を加えた上で、これはすべて先取特権として認めて被害者に行くのが正しいのだと、こういう判断を法制審議会でいたしましたし、それを受けて法案にしたといふことでございます。

○森まさこ君 ありがとうございます。

最後に一つ質問をいたしたいと思ひますが、今回、保険法の見直し、諸問事項の中に高齢化社会へ対応するようにということで約款の分りやすさといふことも対応されておられるようですが、その中の一つとして遺言による保険金受取人の変更といふものがあります。遺言によつて保険金受取人を変更することができるといふことは、高齢化社会において遺言の重要性が増すといふことも予想されますので、理由も分りますが、そういったことが起こりますと、一方、トラブルが起きてくるというおそれもあると思ひますが、その辺については法務省としてはどうお考えでございますか。

○政府参考人(倉吉敬君) 確かに、遺言者の、保

険に入つた保険契約者の意思を尊重するのが相当であると、高齢化社会で遺言の中でそれぞれこの保険金の受取人をこうしたいといふことがあるだろうと、様々なニーズがあるだろうといふことで、今回、遺言による保険金受取人の変更ができるような制度を創設いたしました。

今御指摘のありました相続人間の利害が対立しているような場合に何か新しいトラブルの種にならないかといふことでありますけれども、もしそういうトラブルが、利害が対立しているという事情があるのであれば、それは保険金受取人の変更が遺言によるものであるか否かを問はず、変更の効力が相続人間で問題になることはあり得るというところになるかと思ひます。この点は、保険金受取人の変更、遺言によつて変更することによる固有の問題ではないといふふうに考えられますので、保険法案が今回のような明文を設けたからといひて、これによつてトラブルが増えるといふこととはないと考えております。

それから、生命保険契約に基づく保険金は本来相続財産ではないわけでありまして。理論的にそれが遺言の対象かといふようなところは概念的には非常にこれまで議論されていたわけでありまして、今回とにかく保険法で変更ができるということにいたしましたので、その点の解釈上の疑義がなくなつてはつきりいたしました。遺言で変更することができるといふことが相続人の中でみんなどはつきりしたといふことになりまして、その意味ではそれを尊重するといふことでかえつてトラブルの解消になるのではないかと思つております。

○森まさこ君 分かりました。

いずれにしても、従来の制度と変わる制度が設けられたといふことで、相続事件も大分弁護士時代になりましたが、本当に深刻なトラブルになる場合が多々ございますので、制度が変わつたといふことについて十分に広報、周知の方を徹底していただきたいと思ひます。

ありがとうございます。終わります。

○木庭健太郎君 午前中から議論をしておりますが、今回のこの保険法というのは、商法の保険契約に関する規定がある意味で百年ぶりに見直されて、新たに保険法といふ一つの単独の法律を制定するといふことで社会的意義は大きいですが、また、先ほどから議論になっておりますし、共済契約にも適用範囲を拡大するとか、また傷害疾病保険に関する規定の新設の問題であるとか、何より私たち法律家じゃない人間にとつてみると、今回これまでの片仮名の文語体からようやく平仮名に今なつたと、そういう意味では、いずれも必要な法改正だと思ひますし、それよりやはり論点として大事なのは、今も議論をされておりましたが、消費者保護という観点をきちんとその中に盛り込んでいこうといふ、それが完全に盛り込まれていくかどうか、その辺はまた議論はありますが、いづれにしても、そういう消費者保護という観点も、初めてと言つて失礼になるかもしれませんが、盛り込むことができたという意味が私たちは大きいと思つておりますし、その意味では是非とも成立をさせなければいけない法案の一つだといふふうに思つております。

ともかく百年ぶりの改正でありますから、様々な検討も行われてこれだと思ひますし、もちろん法案をいろいろ作つていく過程の中でパブリックコメントの手続もやつていらつしやいますし、ともかく、まず議論をするに当たつて、この法案が出るまで法制審議会においてどのような議論を整理なさつてきたか、簡潔に当局から御報告をいただいております。

○政府参考人(倉吉敬君) まさに百年ぶりの改正といふことで、これまで手順を踏んでやつてまいりました。

要するに百年ぶりの改正で、現代社会に合った適切なものにしよう、それから口語体にしよう、様々な要請が出ていたわけでありまして。これを踏まえて、平成十八年の九月がスタートでございますが、法務大臣から法制審議会に対して保険法の

見直しについての要綱を示してくれという諮問がされました。これを受けて審議会は保険法部会を設置いたしました。部会は十一月から審議を開始いたしました。平成十九年八月に中間試案を取りまとめ、広く国民の意見を聴くためのパブリックコメントを実施いたしました。そのパブリックコメントの結果も踏まえて本年一月に保険法の見直しに関する要綱を示し、これを本年二月に法制審議会において要綱として決定され、法務大臣に答申されました。法務省においては、この要綱を踏まえて立案作業を行ひまして、閣議決定は本年の三月四日でございます。翌五日に保険法案を今国会に提出させていただいたと、こういう経緯でございます。

○木庭健太郎君 もちろん法律作られて何が大事かといふと、これがきちんと法の趣旨が徹底されて、何より保険法の意味は何かといふたら、これまで被保険者と言われる契約者の方々、ここにあらる意味じゃ混乱が至らないように、どう現場が混乱しないようにやつていくということも大変大事な観点だと思ひます。

ともかく百年ぶりの改正ですから、実務で滞つたりいろいろな問題が起きるとこれ大変な問題です。今法制審議会の経過もお話いただきましたが、言わば使う側とともに、保険者側、保険業界とか共済業界についても、これはなかなか大変な問題があつたと思ひます。それにもかかわらず、代表も交えてどんな議論なされたのか、その辺も併せて御報告いただければと思ひます。

○政府参考人(倉吉敬君) 先ほどの保険法部会といふのを申し上げましたが、これには生命保険業界から二名、それから損害保険業界からも二名、共済団体の全国的な組織であります日本共済協会、ここからも一名、委員として参加していただきました。要綱案の取りまとめに至るまでのすべての議論に、これは積極的に取り組んでいただきました。

この取りまとめがされた平成二十年一月十六日、ここはある意味で象徴的なことだと思つ

ておりますので御紹介させていただきますが、この取りまとめがされた平成二十年一月十六日の保険法部会の二十四回会議で、損害保険業界の委員から、この審議に対する総括的な感想として、この部会で検討された内容につきましては、条文となるものとどまらずに、その前提とかあるいは目的となつての考え方や価値観、そして我々の要望も含めて、しっかりとミツションとして真摯かつ前向きに実践していく所存でございます。もちろん、保険契約者を保護するための様々の規定が置かれたわけでありまして、その点について真摯に受け止めるということが宣言されたということを御紹介させていただきます。

○木庭健太郎君 ともかく、これ、今もちょっと何かいろいろなお声が上がっておりますが、いずれにしても、今回大事な点は、保険契約者というものをごとうふうにして位置付けていくかという問題だと私は思っております。

ともかく保険というのは、万が一何か起きたとき、国民生活にとって欠かせない重要な役割を果たすものですけれども、ただ、本当に仕組みそのものはもう毎年毎年複雑になつていっている面もございます。

一方、保険会社というのはどういう存在かというと、ある意味じゃ大企業で、今度は保険をする側はどうなのかというと、これは大半消費者。という問題でいくと、どうしても、その立場、交渉なり情報量を考えれば、それは圧倒的に契約者、消費者の方が条件が悪いのは事実であつて、その意味でも、この保険法をつくる際には、保険契約においてそのルールを見直すのであれば、この巨大な保険会社と、弱い立場であると言つちやどなりですか、その保険契約者というのがある意味では対等にできるためには、やっぱり契約者の保護という面、そのルールをつくらなければならぬと思つておるんですが、今回の法案の中でそういった点がどういうふうな、言わば保険契約者等の保護のためにどのような規定が設けられて、どうこれを使おうとしているのか、この点を御説明

をいただいております。思います。

○政府参考人(倉吉敬君) 基本的なところをちよつと御紹介したいと思います。

第一に、告知についての規定を見直しました。保険契約者等は保険者から質問された重要な事項について告知をすれば足りると、まずこういうことにはいたしました。それから、保険募集人による告知妨害や、告知しなくてもいいですよ、そんなことを言うとか保険会社が保険に入れてくれませんよというふうな、そういう教唆があつた場合には、保険者は原則としてその告知義務違反を理由として保険契約を解除することはできないと、こういう規定を設けました。

第二に、保険給付の履行期についての規定を新設いたしました。保険者が適正な保険給付を行うために不可欠な調査をするために客観的に必要な期間、これが経過した後は保険者は遅滞の責任を負うんだということを明確にいたしました。

第三に、保険契約締結後の危険の増加という講学上の問題がありますが、それについての規定を見直しまして、保険者が通知を求めた事項について、保険契約者等に通知義務違反があつた場合に限りて保険者は危険が増加したということを経由にして保険契約を解除することができると、保険者の解除権を制限する規定を設けました。また、この保険契約を解除した場合であっても、危険の増加との間に因果関係がない保険事故、これについては保険者は保険給付を行う責任を負うと、こういうことにしているわけでございます。

そうしたところが主なところでございます。○木庭健太郎君 先ほども問題になつていたのは、保険金の不払という問題ですね。

この問題、不払には様々なケースがあると伺つておりますし、基本的には、保険会社の監督を通じて業務の改善というのが基本なんですよ。うけれども、先ほどお話があつたように、不払の中には、募集する人が告知しなくていいよと言つて勧誘をしたにもかかわらず、後になってこれが告知義務違反ということで支払わなかつた、こ

ういった事例も結構起こつておりますし、また、このような事例だつたらやはり勧誘員を指導監督する立場にある保険会社の監督ということで本来は改善すべきでしょうけれども、それとも、やっぱり法の仕組みとして保険会社が告知義務違反を主張できないようにするという形で対処する方法、先ほども議論になつていた告知妨害という問題なんだろうと思ふんですが、もうこういつたルールを保険法案ではある程度仕組もうというふうになつていっているというふうにお聞きしておりますが、どういう形のルールにしてあるのか、御説明をいただいております。

○政府参考人(倉吉敬君) 結論から申しますと、保険契約者等による告知義務違反があつた場合であつても、保険媒介者が告知妨害やそれから先ほど申し上げた告知しなくていいよというふうな教唆をしたときは、保険者は保険契約の解除をすることができないものとなりました。

これは、従来の解釈では、保険媒介者、いわゆる募集人とされていられる人たちがありますが、あの人は保険会社の代理人ではございません。代理人ではないので、不告知とか、そういう告知されるといふことを受領する権限がないんだと、だからその人たちが何をしようとか保険会社には法的には効力が及ばないんだと、こういう解釈がされるということがあつたわけでありまして、しかし、これはいかにも論理としてはおかしい。そこで、これは明文ではつきり置こうということ、保険募集人がそのような行為をしたときには、それを理由にして、それを理由にしてというの、そのために告知ができなかつた、その不告知を理由にして解除をすることはできないという規定を置いたわけでございます。

○木庭健太郎君 その意味では本当に、募集人の告知妨害に関する規定、これが新設されたことそのものは極めて私は評価をするし、適切なルールだと思ふんですが、ただ、法案そのものをちよつと読ませていただくと、告知妨害があつても一定の場合に保険者は保険契約を解除できる旨

の規定というのが、これは第二十八条であつて、たり五十五条であつて、また八十四条の第三項、こんなのが設けられていまして、こういう規定を作つてしまつて、せつかくこの告知妨害という新規規定、これがある意味じゃ中抜けというのか、抜けてしまふようになるんじゃないかというふうな、これ実際に御意見もあつて、こういう。これはどうなのかということも是非教えていただきたい。

しかも、やっぱり募集人の行為だけに着目するんじゃないで、何か様々なケースがあると思ふんですね。そういう意味じゃ、どうバランスを取るかというふうなルールづくりが必要なんじゃないかなというふうにも思ふますし、ともかくこの点について御説明をいただいております。

○政府参考人(倉吉敬君) 御指摘のとおりでありまして、モラルリスクとのバランスが大きな問題になります。

それで、これは端的に申しますとこういうケースがございます。保険募集人の方が自分の親族を保険に入れると、そのときに親族、その保険に入る方が実はこういう病氣を持つていて、まずいんだと、これはもう告知するのはやめようと思つているときに、保険募集人がこれは告知しない方がいいよと言つて一緒にぐるになつてそれで告知をしなかつた。このような場合には、確かに保険募集人による告知しなくていいよという教唆行為がある、あるいは告知妨害行為があるんだけれども、それがあろうがなからうがこの人は告知をしなかつたんだということになります。

そのような場合にまで告知妨害があつたからという表面的なことをとらえて保険会社からの契約の解除を認めない、これはまずいだろうということ、要するに、因果関係がない場合、告知妨害とそれから起つた結果について因果関係がない場合については、これは契約の解除ができないという場合の例外にしよう、こういう規定でございます。

○木庭健太郎君 私もちよつと具体的に幾つか聞いておきたいと思うんですが、その告知義務違反と因果関係がない場合のことをちよつと聞いておきますけれども、例えばこんなケースはどうなるのかというお尋ねをするんですが、例えば、過去の病歴について告知義務違反があったから、その病歴とは無関係の別の病気があったり死亡した場合でも告知義務違反があったことを理由に保険金というのは支払われないことになるのかと。

特に生命保険の場合には長期の契約が多いと思うんですが、保険に加入する段階で告知義務違反があったとしても、そこから何年もたつた後に全く別の原因で死亡するということは珍しくないというふうに思うんですが、このような場合にまで告知義務違反の責任を問うことになったら、これはちよつと契約者にとっては負担が重過ぎると思います、言わば告知義務違反があった事実と保険事故の間に因果関係がない場合であっても保険金は支払われないのかどうか、これもちよつと具体的に伺っておきたいと思っています。

○政府参考人(倉吉敬君) ただいまのケースというのはまた先ほどと逆のケースでございまして、告知義務違反があった事実と因果関係がない保険事故ということになります。

これについては、元々保険者が引き受けていた危険が現実化したものにすぎないわけでありまして、保険者がこのような保険事故についてまで責任を負わないという根拠はございません。合理的ではないということになりますので、保険法案においては、例外的に、告知義務違反に係る事実に基づかず発生した保険事故については保険者を免責とはしないということをそれぞれその条文のただし書のところで明記しているところでございます。

○木庭健太郎君 今度は、一つ聞いておきたいのは、さつきもちよつと、いわゆる今回、保険金受取人の変更の問題、ちよつと遺言のことで議論がさつきあつておりましたが、生命保険のように長

期の契約の場合は契約後に保険契約者の側の事情が変わるということも多いわけであつて、つまり、特に保険金受取人をだれにするかというのは実際に保険料を払う保険契約者にとっては重要であり、いったん契約時に保険金受取人に定めたとしても、その後に変更したいというニーズというのは当然あると思うんです。

ところが、商法ではこの保険金の受取人の変更についてはルールが明確じゃなかった、先ほどもちよつと議論になりましたが、明確でなくて、実際に保険事故が起きた後にたゞれが保険金を受け取るかをめぐって訴訟になつた事例は幾らでもあるわけであつて、特に生命保険では保険金の金額が高額になることもあるわけで、不明確だと保険金をめぐる争いがますます深刻になる可能性があると考えられるわけです。そのために保険金受取人の変更については明確なルールを設ける必要があつて、明確なルールを設けることが結果的に保険契約者又は保険受取人の保護につながる問題だと思ふんです。

じゃ、この法案では、この保険金受取人の変更についてどのようなルールが設けられたのか、これも簡潔に御説明をいたしておきたいと思ふんです。

○政府参考人(倉吉敬君) 幾つかございますが、まず、商法の下では保険契約者が契約の締結時に保険金受取人の変更権を留保していた場合に限りて受取人の変更が認められると、こういう解釈がされておりました。保険法案では、そこを全部外しまして、保険契約者は原則として保険金受取人の変更権を有するということをまず明らかにいたしました。

それから、保険金受取人の変更の意思表示を当然だれかにするわけですが、その相手方について現行商法には明文の規定がないわけですから、これも、保険法案では、この相手方は保険者である、保険会社であるということを示しました。それから、保険金受取人の変更の意思表示の効力発生時期、これもいろいろ議論がございまし

た。保険法案では、意思表示の通知が保険者に到達したときに当該通知の発信時にさかのぼつて効力が生ずるということにいたしました。つまり、保険金受取人を変更するという意思表示をした後亡くなつてしまつた、その後到達したというときどうなるんだということが争いになりますので、それは発信時に遡及するよというのを明確にしたわけです。

それから、遺言による保険金受取人の変更が認められるか否かについてであります、保険法案ではこれを認めるということに明確にいたしました、遺言による場合には、たゞし保険者への通知を対抗要件とする。具体的には、遺言執行者なんか保険会社に遺言を見たら変更すると書いてありましたと通知したら、それで対抗要件が備わると。ここまで明確に整備をして、その意味では、委員御指摘のとおり、その後の紛争が少なくなるという意味でも保険契約者の保護になつていくと、こう考えております。

○木庭健太郎君 変更した点を今幾つか挙げていただいたんですが、なぜそんなふうに変更したのかということを確認しておきたいと思ふんですが、まず一番目、答弁が今あつたように、商法では契約の際に変更権を留保した場合に限つて保険金受取人の変更を認めていた。今回の保険法案は原則として保険契約者に変更権を認める、こうしている。

それは、どうしてこれ、こういう違いが起きてきたのか、その説明を伺つておきたいと思ふままです。

○政府参考人(倉吉敬君) まず前提として、保険契約、長期間にわたる継続的な契約であるというのがあります。保険契約者と保険金受取人との間には何らかの属人的関係があるからこの人に受け取つてもらふと、こうするわけでありまして、そういう属人的な関係というものが長期間の契約が続いている間に変わるということは当然にあり得ることです。そして、一番大事なのは、やはり保険契約者の意思を尊重することであらうと。

保険契約者がこうしたいと思つているのであれば、この人に受け取らせたいと言ふのならそれに従うのが一番いいはずだという、最後はその政策判断でございます。

○木庭健太郎君 今おつしやつたみたいに、保険金受取人の変更は保険者に対する意思表示によつてすることとされているわけですね、保険法案は、でも、現行商法の下では、保険者だけでなく変更前の保険金受取人や変更後の保険金受取人に対する意思表示でもよいとしたこれ裁判例があると聞いているんですね。

だから、保険金受取人の変更について意思表示の相手方を保険者に限定したと、これはなぜか。この点もきちんと明確にしておいていただきたいと思ふんです。

○政府参考人(倉吉敬君) この点は、実は商法の規定は明確ではなかつたものですから、解釈上争いがありました。確かに委員御指摘のような見解を取つた判例もあつたわけですが、しかしながら、保険金受取人をだれにするかというのは、生命保険契約にとつては最も重要な契約の要素の一つでありますから、その変更の意思表示についても、これは原則に返つて、契約当事者である保険者を相手方とするというのが自然であり、簡明であらうというふうに考えられたわけでありまして。

また、判例の立場によれば、新旧保険金受取人に対する意思表示さえあれば保険金受取人の変更の効力が生ずるといふことになるわけですが、それが保険者に通知されない限りは、対抗要件を備えておりませんので、保険者としては変更前の保険金受取人に対して保険金を支払えば足りると、こういう理屈になります。

こういうふうないたしますと、変更自体は効力を生じているから、変更後の保険金受取人は、保険金を受け取つた変更前の保険金受取人に対して不当利得返還請求権を使つてそれを取り戻すという、こういう迂遠なことになりかねない、ならざるを得ないわけでございます。そういうこともきちつと法律的には整理したいという思いがござい

まして、保険会社を相手にする、保険者を相手にするということにいたしました。

○木庭健太郎君　もう一つ、先ほど少し理由はおっしゃってはおりましたが、民法原則で言うところ、意思表示というのは、通知が相手方に到達したときに効力を生じることになると。ところが、保険法はどうなっているかというと、保険金受取人の変更の意思表示が到達したときは、通知の発

信時にさかのぼって効力を生ずることとしていると。こういうふうにして民法の原則と異なっているということについて、どうこれは考えればいいのかと。これも当局に確認しておきたいと思ひます。

○政府参考人(倉吉敬君) 確かに到達主義という原則が民法では取られているわけですが、この到達主義の原則を取りますと、保険契約者が保険金受取人の変更の意思表示を發した後、その通知が、保険者に到達する前に保険事故が発生した場合、生命保険でいえば自分が死んでしまった場合と、こういうようなことになるかと思いますが、この場合には、当該保険事故に基づく保険金が元のの保険金受取人に支払われることになります。到達しておりませんから。それで保険契約者の意思が尊重されない。そこで、変更の意思表示が到達することが必要だと、そういうことに保険法ではいたしました。その上で、意思表示の効力発生時期は通知の発信時にさかのぼらせると。若干技術的ではありますが、そういう工夫を凝らしまして、保険契約者の意思を最大限尊重するようにいたしましたわけでございます。

○木庭健太郎君 もう一つ、遺言の問題もございました。保険法案、これは初めてですけれども、遺言によって保険受取人の変更を認めると。

に、例えば保険者の側が元の保険金受取人に保険金を支払ってしまつて、二重払いの危険を負うのではありませんかというふうなことがこれも指摘をちよつとされておつたんですけれども、こういう言わば遺言による保険金受取人の変更について、保険者の側の二重払いの危険を防止するためにどのような手だてが取られているのか、この辺も伺つておきたいと思うんです。

○政府参考人(倉吉敬君) まさにその二重払いの危険が生じないようにするために手当てをしなければいけないというのが大きな課題でございました。

保険法案ではどうかということですが、遺言によつて保険金受取人の変更はすることができると。ただ、それがされた場合には、牛前の意思表示による場合とは異なりまして、保険者への通知を對抗要件とすると、こういうことになりました。通知が對抗要件になりますので、通知があればその保険者は払わなきゃいけないと、そういう義務を負うと、こういうことになります。

この通知はだれがするんだということになるわけですが、本人は亡くなっているわけですから、当然、遺言執行者あるいは相続人と、それは遺言によって決まるということになるんだろうと思います。

○木庭健太郎君　もう一つ、先ほどの議論の中で、今回の保険法が新しくできる中で大きな一つは、責任保険における被害者の保護という点でございます。

責任保険、損害賠償責任を負った場合に備えて加入する責任保険、自動車保険とかＰＬ保険とかかございますが、保険契約者や被保険者の保護だけでなく、損害を受けた被害者の保護を図ることが重要なポイントになりまして、ところが、商法そのものは責任保険一般について特別の規定がない。加害者である被保険者が倒産した場合には、保険者が他の債権者への弁済にも充てられるために、被害者は十分な弁済を受けることができない。

ということが問題になって、実際にこのことが裁判で争われた事例はありまして、結局は規定がないわけですから救済されなかったというような問題があった。

こういう責任保険について、今回保険法案では、被害者保護の観点から、先ほど別の方に局長御答弁されておりましたが、初めて保険法の中で先取特権ということを認めるようにしたと。そういう意味では非常にこれ大きな論点の一つだと思っております。

でもこれが設けられることは非常に大きいとは思っているんですけども、ただ私がお聞きしているのは、法制審議会においては、被害者に直接請求権を認めた方がいいんじゃないか、この方法の方がいいんじゃないか、被害者保護のため、こういう議論もあった、いや、そうじゃなくてやっぱり先取特権だ、二つが提案されていたというふうに私は伺っております。

この二つの中でなぜ ある意味では直接請求権の方が分かりやすいような気もしないでもないんですよ。でも、最終的には法案見る限り先取特権を認めたわけでございまして、なぜ先取特権としたのか、また先取特権を設けることでどのようなのか、また先取特権を設けることでどのようなのか、併せて御答弁をいただいております。

○政府参考人(倉吉敬君) 御指摘のとおり、法制審の部会の審議の過程でも直接請求権を認めるかどうかというところで議論がされました。ただ、直接請求権を一般的に認めると一つ問題があるなということが気付かれたわけでございます。

それは、被保険者の損害賠償責任の有無やその額に争いがある場合に、紛争の当事者ではない保険者が被害者との間でこれを確定しなければならぬということでもあります。

ちよつと御説明いたしますと、被害者が保険会社に対して請求をすると、保険会社はその損害賠償請求権が幾らかということが争いになった場合、例えば過失相殺がどうだったんだとか損害額はどうだということになります。そうすると、こ

これは被害者と被保険者との間で起こった事故でございます。つまり、被害者が被保険者の車にぶつかったという事象が起きました。この場合、被害者は被保険者の車をぶつけたと主張するわけですから、そこで議論させるのが一番いい。それを、保険会社の方が入ってそれをやるといいうのはかえって迂遠である、確定するのは大変だということが判明したわけでございます。

そこで、被保険者と被害者との間の過失の割合、今申し上げましたが、そういった事項について争いがある場合に保険者が被保険者に代わってこれを証明するというのは極めて困難であると。そこで、直接請求を認めることはせず、しかし同じ効果が得られる、倒産した場合に被害者が直接お金を得られるということで先取特権を付与するものが相当であるという、こういう結論に達しました。これを受けて今回の法案になっているということです。

○木庭俊太郎君　また、この保険法案二十二条の規定についてちよつと伺つておきたいんですけれども、保険法案では被保険者自身が保険金請求権を行使できる場合を限定している、これが二十二条の二項ですね。さらに、保険金請求権の譲渡を禁止している、これ三項ですね。なぜこのような規定を設けているのか、この点もちよつと伺つておきたいと思うんです。

○政府参考人(倉吉敬君)　これは、被害者が先取特権を実行する前に被保険者自身が勝手に保険金を受け取っちゃう、あるいは保険金請求権を、被保険者がもう倒産しているというようなそういういう状態でございますから、第三者に譲渡してしまう、こういうことをされますと先取特権を実行することができなくなります。せつかく優先権を認めたのにその実効性が失われるということになりますので、そこで保険法案では、まず、被保険者は被害者に弁済をした金額又は被害者の承諾があつた金額の限度で保険金請求権を行使することができるといふことにいたしました、被保険者自身が保険金を勝手に受領するといふことができるという場を制限いたしました。

第二に、保険金請求権の譲渡、質入れ及び差押えを原則として禁止することにした。

て、被保険者以外の第三者が保険金請求権を取得したり、第三者が保険金を受領することができるところを制約したと、こういうことでございます。

○木庭健太郎君 あと私が十分足らなくなりましたので、企業保険の問題は次回またちょっと聞かせていただこうと思います。

そして、とにかく百年ぶりの改正でございますから、その施行に当たって、約款の改定の問題、システムの変更の問題、実際は様々な実務の対応が必要になってくると思いますし、この保険法を新たにやる以上は、やはり保険金不払のような今の様な問題が再び起こらないような一つの保険法になっていかなければならないと思っておりますし、ある意味では、法律の施行ということになればやはり十分な準備期間を確保する必要があると思います。

そこで何っておきたいのは、この保険法の施行時期についてどういう時期を予定をされているのか、これを伺っておきたいと思っております。

○政府参考人(倉吉敬君) これは保険法案の附則の第一条に規定しておりますが、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日と、こうしております。二年というふうに長めの期間を設けました。これは、ただいま御指摘をいただきました、この保険法が成立、公布された時点では、個々の保険会社や共済団体等において保険法の定める契約ルールに合わせた約款等の改定、これが当然必要になります。また、これに

対して監督官庁が検討をして認可をしますと、こういうことになる予想されるわけでありまして、その間にどのように保険の規律が変わってくるのかということをもまた広報しなければならぬという問題もございます。そうしたために、相当な期間としてこれだけの期間を置いたということでございます。

○木庭健太郎君 保険法案の規定がすべて既存の保険契約とか共済契約にも適用されるようになっていくとするならば、例えば保険料の計算が合わなくなったり、利害関係者の期待を不当に損なう

という可能性は十分あると思っております。また、生命保険のような長期の契約もあることからすれば、既存の契約には一切保険法の適用がなされないということになってしまつと、これまた法改正の趣旨というのが十分に実現できなくなつてしまふ可能性もある。だから、そういう意味では、施行時期というのも大事なんですけれども、経過措置をどうやってどうしていくのかというの極めて重要な意味を持っていると考えているんですけれども。

そこで、保険法施行前に締結された保険契約や共済契約にもこの保険法というのは適用されるのか、適用される規定があるならばそれはどのようなものがあるのか、これを確認をしておきたいと思っております。

○政府参考人(倉吉敬君) これは附則の第二条以下に規定しているところでございます。まず、原則として、施行日以降に締結された保険契約について適用されると。新法主義が原則だというのが附則の二条に決まっております。ただし施行日前に締結された保険契約にも適用される場合というのが附則三条から六条までにわたりまして長々と規定しております。

その従前の例によるとされる場合というのはどういう場合なのかというのを簡単にちよつと御紹介させていただきますが、まず附則三条で、施行日前に締結された損害保険契約について保険法の規定が適用される場合を規定しております。これは、保険価額の減少、危険の減少、それから保険給付の履行期、責任保険契約についての被害者の先取特権、先ほどの規定です、こういう合理的なのは全部やろうと、それから重大事由による解除等を掲げております。

それから、附則第四条及び第五条では、施行日前に締結された生命保険契約及び傷害疾病定期保険契約について保険法の規定が適用される場合を規定しております。具体的には、保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意の点、それから危険の減少の点、それから保険給付の履行

期、重大事由による解除、それから契約当事者以外の者による解除の効力等の規定を掲げております。

さらに附則六条では、施行日前に締結されたすべての種類の保険契約につきまして保険法の規定が適用される場合を規定しております。具体的には被保険者の破産の場合がここに入っております。

このように、できるだけ合理的なものについては前のものにさかのぼって、従前のものについても適用されると、こういうふうになっているわけでございます。

○木庭健太郎君 大臣、最後に、細かいことをいろいろ議論させていただいたんですけれども、言わば今回の保険法が消費者という契約者というのか、そういう消費者側、生活者の側にとつてどういう効力を生じてどういうことになっていくのかということについて私は今日は議論をさせていただいた、それを目指したと思っておりますけれども、是非、そういう視点からこの保険法と大臣にも決意を持って臨んでいただきたいし、もう一つは、先ほどの議論の中で消費者庁の話もございました。やっぱり消費者に立つていろんな法をもう一回根本的に見直すという問題についても是非頭の片隅に入れていただいて、前回、父権訴訟の問題とかちよつと言いましたら、なかなかそれは今の日本の法体系では難しいという話もありました。実際、そうだと思いますよ。でも、消費者保護、生活者という立場に立つて行政全般を見直すのであれば、そういう問題までやはり私は法務省は踏み込んでいかなければならない課題も抱えたままであると思っております。

そういう意味も含めて、消費者保護、契約者保護という観点から、この保険法、きちんと成立を遂行するに当たつての大臣の決意を伺つて、議論を終わりたいと思っております。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 木庭先生の御質問の基本的な趣旨も、あるいは保険法を商法から独立さ

せて保険法案として提出する意味合いのかなりの部分も、あるいは午前中の民主党の方々の質問の趣旨も、ほとんど私は同じ方向、すなわち保険会社と保険契約者というものの力関係、もちろんモラルリスクの問題はある、あるけれども、基本的に立場の弱い生活者、消費者を守つていく、より有利に導いていくという同じ方向にそろつてい

だらうと思うわけでございます。

じゃ、今度の保険法で消費者保護に関して何をやるかという質問はそれぞれに出て、先生もされた。そうすると、例の告知義務の話とか告知妨害があつたときの話とか、あるいは保険給付の履行期とか、先ほど質問が随分ありましたが、履行期の問題とか、あるいはそういうことに反する約款は駄目だよという片面的強行規定の問題とか、答弁とするとこういうことになってしまふんですが、それだけじゃわびしいんで、もっと幅広い意味でこの保険法の趣旨というのが生かされるようにしなければいけないだろうと。

例えば裁判、訴訟になれば、この保険法というものを、消費者に有利に作られているわけですから、それは裁判、訴訟になった場合にはそういうふうなことで裁判官は考えてくれるだろうと期待をしますけれども、例えば金融庁などの答弁を聞いている方向についての理解が乏しいような気がするわけですよ。

だから、やっぱりそういう意味では、法務省も、こういう消費者、生活者、保険契約者になるべく有利、有利という言い方がいいのか分かりませんが、有利に物事を判断しようという法律を作つた以上は、それは政府全体に我々が声を掛けていく責任があるんだと、そうした中で消費者庁の問題が出てくればまた我々も意見を言わなければならぬなど、そういうふうにも思います。

○木庭健太郎君 終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

大臣、お疲れのところですので、この保険法の問題で私いろいろ資料を調べておりましたら、平成七年度の生命保険協会が作成になりました一般課程テキストというのが出てまいりまして、これを見ますと、業界の共通教育における業界統一カリキュラムの標準テキストですというふうにあるんですね。

〔委員長退席、理事山内俊夫君着席〕

ここで生命保険についてどう言っているかといいますが、一人は万人のために、万人は一人のためにという相互扶助の精神で成り立っているものです、本来助け合いであり、貯蓄とは異なりまして、という、こういうふうに書いてございまして、この建前と、一方で保険金の不払や保険料の取り過ぎ、こうした消費者被害、苦情の激増というこの現実との余りの乖離に、私は本当にあきれまじり憤りを禁じ得ないわけですが、午前中、前川議員の質問に対する金融庁当局の答弁を聞いておりまして、その思いを一層深くしたわけでございます。

私も先週の五月十六日の決算委員会で、渡辺金融担当大臣に、この被害や苦情の激増をどう認識しているのかというふうにお尋ねいたしましたら、相談、苦情が増加傾向にあることは分かっているが、それは一連の保険金不払の問題があつて、それが世間の注目を集め、契約者の問題認識が高まっているということもその背景の一つではないかという、全く歯切れの悪い、渡辺大臣らしくない答弁で、決算委員会は大変あきれた雰囲気が出たんですね。

山本副大臣に私、個人的な恨みは全くないんですけれども、通告してないんですが、このような認識で間違いないんですか。

○副大臣(山本明彦君) 認識というのは、それぞれ思いいろいろあるというふうに思いますけれども、やはり我々金融庁も、利用者保護を図つてすべてのことを行つておるわけでありまして、今、未払、不払、支払漏れがありましたけれども、そうしたことを踏まえて、実際出てきたことは事実

でありますから、そうしたことを踏まえて、利用者の方がこれからはそうした漏れがないような形で保険金が受け取れるような形で保険会社を指導してまいりまして、大分時間も掛かりましたけれども、制度が整つてまいりまして、これからは今までのような理由がありますけれども、請求主義という点もございまして、商品が多様化し過ぎてしまつてなかなかそれにフォローができていかなかった、いろいろなことがありますので、中のガバナンスも含めまして、システムも含めまして、請求漏れがないように、そして支払漏れがないような形のシステムを大分構築してまいりましたので、今からは今までのようなことではない、そんな形で我々も指導しておる、利用者のために指導しておる、こういうふうにご理解いただきたいと思ひます。

○仁比聡平君 改善されてきたというふうにおつしやるんですけれども、それだつたらこんな相談、苦情が激増しますかということなんです。

加えて、金融監督行政が、そういった市場あるいは保険企業をつくつてきたという、あるいはそういう事態を放置してきたという、このことについての反省も、せんだつての決算委員会で渡辺大臣の口からも語られなかったというのが、私は何だかちよつと、一体どういふことなんだろうかというふうに思うんですね。

トラブルがない方が相談することはあり得ないわけですから、ですから、相談が今激増しているという事実は、これまで泣き寝入りをしてこられた方がどれだけ多かったのかということのあかしにはかならないと思うんですね。その認識が政府全体にあるのかと。保険をめぐる消費者被害は後を絶つどころか深刻さを増しているという点についての認識を鳩山大臣にもお尋ねをしたいと思うんですけれども、前川議員の質問に対して、消費者保護の観点がないならばこの保険法案の意義の過半は失われてしまふというふうに大臣、午前中答弁されましたから、もう少し具体的にお尋ねし

たいと思うんですけれどもね。

渡辺大臣は、そのときの質問で、不払の大きな要因として、各保険会社が入り、保険の募集から、出口、保険金の支払まで、商品の特性を踏まえた適切な管理体制が整備されていないまま商品を開発、販売してきたことが考えられるというふうにご答弁されました、先ほど副大臣もそのような御趣旨の御発言がありました。実際、金融自由化、それから保険の業界でも規制緩和が行われて以降、保険商品の複雑化、多様化がどんどん進んで、リスク性の高い商品も急増していると、これが被害要因になつていっている中で、その下での契約法の役割、この保険法ですね、提案されている保険法の役割というのを総論としてどんなふうにご考えていらつしやるんでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 四十万件の苦情が生損保に寄せられているということは、二年前より倍増したと。私、この新聞記事を見て考えたことは、苦情を寄せる人は、分かつて不満を持ったから苦情をよすわけですが、苦情を寄せるわけで、言葉は悪いけれども、ちよろまかされて気が付かなかった人がいっぱいいるかもしれない。例えば、自動車の関係でいえば、対物とかいろんな事故を起こしてしまつた、それが主たる契約にある、ところが、代車の分も払つてやると書いてあつたのに気が付かなかつたなんという話はどうも山のようにあるだろうというんですね。

そういう意味では、今回の保険法の改正の趣旨というのは、先ほどから何度も申し上げて、民主党の皆様方に御答弁申し上げたように、あるいは森さんに御答弁申し上げたように、ただいま木庭先生に申し上げたように私は思つておりますので、とにかく、強い立場にある保険者、保険会社がその立場を利用して、よりもうけを得ようとして、ごまかしと言つとちよつと言ひ方は変かも知れませんが、そういうことがないようになしく金融庁も監視をしてもらいたいと思うんですね。

例えば、さつき前川先生が、生命保険で、亡くなつた後三十年後に支払うという約款があつたら

どうなんだと。私は、先生方と違つて弁護士じゃないから法律の知識は余りありませんけれども、ただ法学部を出ただけですけども、そういうのは公序良俗に反する無効な契約とか約款というふうに私は勘では思つたんですね。それくらいのことを金融庁が言えなくてどうするんですかと私は思つたわけ。

〔理事山内俊夫君退席、委員長着席〕

だから、これは保険法の質疑であつて、それは共済も取り込みますよとか、傷害疾病定額保険なんというのは書いていなかったから書きましますよとか、そういう全く基本的な概念を確定し、ルールを決める法案だから、業法ではないんだけれども、しかし、どんなに立派な基本法を作つても、業法の運営がうまくいかない、監督官庁がよく監督しないとすれば、これせつかつくのいい条文が泣くんですよ。そうならぬように、副大臣、頑張つてください。

○仁比聡平君 私、監督行政が極めて不十分で、そのことがこの被害、苦情の激増ということの要因の一端を成しているということ指摘をしてきたわけですが、契約法、この保険法が本当に今大臣がおつしやるような総論の趣旨を具体化したものに実際になつていのかということについても極めて疑問に感じているわけなんです。

基本法ですね、もちろん、なんだけれども、現実に市場の保険商品というのは極めて複雑化、多様化している。これを規律するといふものでなければ本当の消費者保護といふのは果たせないのではないかというふうにも思つたわけですが、それでも、今日の議論でも出てきますように、消費者保護といふことで具体的な柱は、告知義務の問題、それから告知妨害の問題、それから給付の履行期の問題、それらを通じての片面的強行規定の問題であつて、しかも、午前中の議論のように、それぞれの保護規定と言つて本当にそうなのかと、むしろ現行法よりも後退するのではないかと、局長にちよつとお尋ねしたいと思うんですね。

ども、この契約法としての基本法をどんな考え方で作ったのか、商品性とかかわる監督行政、こことの立分け、これはどんなふうな発想で提案されているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(倉吉敬君) これは、まず契約ルールでございませう。しかも、保険法という、保険契約全般に通じて一般的なルールとしてどこまで書けるかというところがございませう。

その上で、しかし、保険契約者の保護の要請は近時特に強い。特に、この保険という分野においては保険会社と保険契約者との関係、それから約款が膨大になる、そういった問題から見れば、この契約のルールというのを保険契約者の保護というところを常に視点に置きながら定めていかなければならないと、一般法のルールとしてそれを決めていくんだということでございます。

理念としてはそういうことでございまして、その上で、先ほども申し上げました告知に関する規定であるとか、先生の御指摘になった履行期の規定であるとか、それから、それを片面的強行規定にするといったような保険契約法、一般ルールとしてできるところを最大限図っているというつもりでございます。

もともと、消費者保護を実現するためには契約ルールを設けるだけでは必ずしも十分ではない、この点はそのとおりでございます。保険会社や共済団体との監督規制とも相まってこの契約ルールが消費者保護を図る一助になるというふうに考えているわけでございませう。

○仁比聡平君 もう少し具体的に聞きますけど、多様化する商品がいろいろありますから、ですから一律に言にくい部分もないわけじゃないんですが、例えばそれぞれの商品ごとの説明義務、重要な事項の、あるいはそれを証する書面の交付義務、こういったものを契約法の中に盛り込んで、これが尽くされなければ契約の効力を否定するということのような立法政策だつてあり得ると思うんですね。だけれども、そういった立法政策は今お取りにならないということについて、論者、学者の

中からも、百年ぶりの改正はそうだけれども、だけれども今回の目玉は一体何なのかと、消費者保護と言ひけれども、実は中身がないんじゃないかという厳しい声もあるでしょう。どうですか。

○政府参考人(倉吉敬君) そのような御意見があるということは私も承知しております。現に、法制審議会の部会でもそういうことが議論もされて

いるわけでございませう。ただ、これは保険契約法としての一般ルールでございませうので、個々の商品についてどれくらい類型化して個別にこの場合にはこうだあだとか書けるかというところ、これは様々、それぞれの契約、商品の中身というのが千差万別でございまして、これを一律に規定していくというのは、しかも、その中の概念をきちつと明確に書いて書き分けていく、それについてどのような効果を与えるのか、これらの点をそれぞれ整理させていくというのは、これまたなかなか難しい問題でございませう。それで、提案した保険法案のような内容で消費者保護を図っているということでございます。

○仁比聡平君 百年ぶりの大改正なんです。その百年ぶりの改正に当たって、もちろんすべてを書き尽くすことはそれは無理かもしれないけれども、大きな問題を抱えているその分野について、そうした整理をして法案化するという能力は法務省民事局にはあるはずでございます。それをなぜやらないのかと。それをやらないという立法政策が、鳩山大臣の総論的な御答弁とは逆に、被害とそれを生み出してきた規制緩和後の市場の現状、これを追認するということになりはしないのかということを感じておるんです。

そこで、大臣が何度もおっしゃっています契約における強者、弱者の問題で最後、総論お尋ねしておきたいんですが、保険契約は付合契約の典型というふうに言われておりまして、この付合契約というものは、契約の内容が一方当事者によって事前に作成されていて、その契約内容で契約するかどうか、このみを選択することしかできない、そういう契約ですね。保険商品というのはまさに

そういうものなわけですね。

こういった力関係の中で、契約の成立効力をめぐって特段の消費者保護が求められるという、こういった御認識は大臣、おありですか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 学生時代に民法等を習ったときに奄美大島に旅行に行つたんですね、友達と。船に乗つたら、船に乗つて一杯やつておつたら、約款が書いてあるでしよう、運送の。そうすると、まあ好き勝手なことが書いてあるわけですね、あれ。要するに、船の中で物を盗まれたつて責任を負わないだとか、何かそういうのがありますね。だから、あの約款を全部読んで納得して、これは契約をしたといつて船に乗る人というのは余りないわけですね。

だから、保険契約はもうそんなふうではない、みんな慎重に読むものとは思ひますけれども、やっぱりその約款の作り方が巧みにできていて、消費者が気が付かなかつた、失敗したなということに金銭的に頭張つてもういたいということ、先ほどから何度も申し上げているわけでございまして、この保険法を作つたことは、今提出してこれが成立することを私は、いろんな御批判はあるかもしれない、ただの民法、商法の世界よりも後退したじやないかという御指摘もゼロではないけれども、私はこれはかなり、三歩、五歩、十歩前進することではないだろうかと思ひつていますし、まだ不十分な点があるならばまた更に改正を加えていって、更に消費者や生活者、保険契約者に有利な方向に持っていくように努力すればいいと、こう考えております。

○仁比聡平君 そういった力関係の下で特段の消費者保護が求められるんだということを否定されるお立場ではないんだらうと思ひますけれども、先ほど、今御答弁の中にあつた保険会社の約款の問題で一つ取つても、これ事前に消費者が、どの保険が自分に合うかといつて約款をいろいろ調べるということは現実には無理、不可能なことになっているんですよ。ホームページで主要商

品の約款を公開しているのはわずか四社にすぎません。実際には、契約締結後に、あるいは締結と同時に約款が渡されて、読む間はないというのが現実なんです。

そういった問題も時間があればまたただしていきたいと思ひますけれども、今日は残りの時間、他人の生命に掛ける保険、その典型は団体定期保険ですけれども、これを保険法上どう考えるべきかについてお尋ねしたいと思ひます。

住友軽金属事件と呼ばれる最高裁の判決で、最高裁、こんなふうには判示しました。このような運用が、従業員の福利厚生を拡充することを目的とする団体定期保険の趣旨から逸脱したものであることは明らかである。しかし、他人の生命の保険については、被保険者の同意を求めることと、その適正な運用を図ることとし、保険金額に見合う被保険利益の裏付けを要求するような規制を採用してない立法政策が取られていることにも照らすと、遺族の主張を採用することはできないという、そういう全体の趣旨なんです。

この企業が従業員の命を力にしようか担保にしようか、ここで利得をするということとは趣旨から逸脱したものであることは明らかだとしながら、だけれども、我が国の立法政策の下での現行法という下ではその遺族の要求にこたえることができないというふうにしたような立法政策、つまり従業員を被保険者とする死亡保険金を企業が受け取るという、こういう保険契約を是とする立法ですね、これは主要国の中で日本だけだという指摘があるんです。これは事実でしょうか。

加えて、法案提出に当たつて、政府は諸外国における団体生命保険の実情と考へ方について調査をしたか、してないか、そのことを局長、お尋ねします。

○政府参考人(倉吉敬君) 実は、個別に全部調査をしたということはないんですが、保険法部会における審議の過程で紹介がされました。この審議の中では、たゞいま委員御指摘の平成十八年の

最高裁判決も踏まえて、企業が保険金受取人になるのいいのかと、その可否が議論がされたわけでございます。

その際に、諸外国の中には企業が保険金を受け取ることを法律によって禁止している例があるという事も紹介されました。そして、ただ他方で、諸外国の中には企業が事業活動にかかわるキーパーソンに生命保険を掛けることが広く行われている例もあるという実務の紹介もされました。

このように、この部会におきましては、団体生命保険に関する諸外国の法制について独自の調査を行わなかったわけでありすけれども、そしてすべての立法例を網羅的に検証したというわけでもございませんが、各委員や幹事からそれぞれ諸外国の法制や実務の紹介がされ、それを踏まえた議論がされたところでございます。

○仁比聡平君 今お話にあったその審議会の各委員や幹事というのは、先ほど御答弁があったように、生保業界を始めとして様々な業界の方々も入っておられるということなんだろうと、もちろん研究者の方もいらっしゃるわけですが、とも、ということだと思ふんですけれども、諸外国で企業のキーパーソンに生命保険を掛ける例があるということと、日本で大きな問題になってきた団体定期保険、つまり、その企業、工場に勤める従業員全員に、全員なり大きなその団体にですね、従業員の、ここに生命保険を掛けるというのは、これは私、場面が違うんじゃないかと思ふんですね。

この商品の仕組みについて簡単にちよつと御紹介をしますと、お配りしている資料で、いろいろ批判の下で総合福祉団体定期保険とヒューマンバリュー特約というこの組合せが今広がっているわけですから、二枚目には契約の形態が書いてあります。それで三枚目に、インシュアランスという保険統計の資料から、平成十八年度決算におけるこの総合福祉団体定期保険の新契約、それから、その次のページはこの新契約も踏まえた保有契約高、これについての実績をちよつと紹介を

いたしました。

これ御覧いただければ分かりますように、平成十八年度決算だけで、保険会社全社を合計しまして百万人を超える従業員が新たに被保険者となり、トータルでは二千七百七十万人もの労働者、従業員、サラリーマンがこの被保険者となり、その保険金総額は七十七兆三千百億になりますか、こういった規模、相当巨大な規模になっているわけですね。

財務省おいでいただいていると思ひますけれども、この保険に関して企業が保険会社に支払う保険料、これは会計上あるいは税法上損金ということになりますね。

○政府参考人(川北力君) お答え申し上げます。法人税におきましては企業会計の慣行により算出される損益を基礎としておりますが、企業会計上は、法人が保険料を支払う場合におきましては福利厚生費なり支払保険料として費用計上されるものが一般であるというふうに考えられます。

したがって、法人税法におきまして、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される費用等の額は法人税法の損金の額に算入されるということになっておりますので、御指摘の保険料につきましては、そうした会計処理に従いまして基本的に損金の額に算入されるということになるかと思ひます。

○仁比聡平君 財務省、今の確認だけでございまして、退席いただいて結構でございます。

そういう仕組みと規模の中で、先ほど御紹介したように、ここまで最高裁が言うのかという判決が出てくるわけですが、けれども、諸外国の法制度の調査もせずここの立法提案をしておられる。この問題状況を追認するということになりはしませんかという思いが私はいたします。

そこで、この最高裁も言っています被保険利益について、我が国の法制上どう考えるかということをお尋ねしたいんですが、ある論者によりまして、この被保険利益というのは、契約者と被保険

者の間に、契約して保険会社にお金を払う人と、保険が掛けられて、その人が死んだら受取人にお金が行くというその被保険者、この間に経済的な利害を始めとした利害関係、被保険者が死亡すると契約者の生活が破綻するといった関係、典型は御遺族ということになると思ふんですけれども、こういった被保険利益というのが必要なんじゃないのかと。

ところが、今の法制で、過労死で一家の大黒柱を亡くして遺族が悲嘆に暮れている中で企業が多額の保険金を取得しているというような出来事が起こって、ここに対しては国民感情もそれから従業員の納得もこれは得られないという状況が起きているからこそ、こういった紛争がずっと相次いでいるわけですね。これは情緒論だとか感情論の問題ではなくて法理の問題。つまり、従業員の命をカタに他人、とりわけ企業が利得するということが正義にかなうのかという問題にかかわる問題だと思ふんですね。

かつて日本の法制度でも、この被保険利益を保険契約の柱の要素にするという考え方が取られていたという法制度研究もございまして、ところが今は同意主義ということになっているんです。この被保険利益というのを特にこの団体定期保険においてどう考えるのかと。法務省、いかがですか。

○政府参考人(倉吉敏君) 被保険利益を取るのか同意主義を取るのかという、こういう厳しい御指摘であったと思っておりますが、この保険法案は同意主義を取ったということになるかと思ひます。御批判はいただきたところだと思ひますが、若干説明させていただきますと思ひます。

この保険法案では、当該被保険者の同意がなければ生命保険契約の効力を生じない、もちろん団体生命保険契約もこの中に含まれると、こういう法制を取っているわけでございます。したがって、会社が受取人となるというその今の団体定期保険についても、個々の従業員の同意がなければその従業員との関係では契約は効力を有しないこ

とになります。これによりまして、団体生命保険契約についても少なくとも個々の従業員の意思によらずに会社が保険金を受け取る事となるという、こういう事態を防止する機能は果たすものと言ふことができようかと思ひます。

これによって、被保険者の同意を契約の効力要件とするということによりまして受取人による保険金の受領を根拠付けるといふ、そういう法政策、法制度を選択をいたしました。その結果、今御指摘のあった被保険利益を要するという法制は取らなかったということでありまして、これは契約の有効性というものを被保険者本人の意思にゆだねるということにするのが最も合理的であると考えるというところが部会の結論であった、それを受けての法案ということになります。

○仁比聡平君 時間がなくなりましたので、団体定期保険の詳しい話は、金融庁おいでいただいているんですけれども、ちよつと次回に譲らなければならぬかなと思ふんですけれども、法案との関係で、民事局長にもう一点お尋ねしておきますけれどもね。今、そうした法制は取らなかったというふうにおっしゃったんですけれども、そうしたら、どんな法制を取りましたかということ、同意というこの保険法案をまるで目玉のようにおっしゃってきただけですけれども、これはこれまでの、現行法の商法六百七十四条一項とどう違いますか。

これまでも、他人の生命に掛ける保険、これについては被保険者の同意が必要とされてきたんです。この同意というの、衆議院で御答弁されてはいますが、真意に基づく同意でなければならぬのはそれは当然でしょう。現行法の、商法上の同意だって、それは変わらないじゃないですか。商法の解釈でもこれまで同意は契約の有効要件とされてきたんです。ところが、その法制度の下でこうした被害が繰り返されてきたと、これが正されないまま新しい法制度なんて言えるのかという話なんですよ。

そこで、この同意が従業員に対してどのように

取られてきているのかという調査を行ってきまして、この法案作りに当たって、というふうに向いたならば、法務省も金融庁もそういう調査はしていないということなんですよ。

この住友軽金属の名古屋製造所の工場に勤務をしている労働者の方からこんなお手紙をいただきました。

九〇年代にこの保険が問題になったときに、当時の職場の主任が朝礼の場で、会社は団体保険に入っている、この保険に不同意の方は人事まで申し出るようにという趣旨の通知があったが、それ以降は、総合福祉団体定期保険に切り替わったそのときに食堂の前の掲示板に張り出されただけで、一回限り、その後は毎年一年一年更新されているはずなのに、九六年から後ですよ、今日まで十二年間一度もその食堂の掲示をしないというんですから、これで真意に基づく同意が取られているなんてあり得ますか。あり得ないでしょう。

○委員長(遠山清彦君) 倉吉民事局長、質疑時間が終局しておりますので簡潔に御答弁ください。

○政府参考人(倉吉敬君) ただいまのようなケースで、それは具体的に申し上げることはできませんけれども、いかにも会社側がその強い立場に出て、従業員に詳しい説明もしないで、保険金はどういうふうを支払われるのかというのをもよく分からないまま無理やり契約をさせられたと、そういう実態であるとすれば、それは真意に基づく同意とは言えないということは明らかであろうかと思えます。

○仁比聡平君 契約をさせられたところか、そういう契約の被保険者になっていること自体、従業員は全く知らないというそういう事態なんですよ。引き続きこの問題をただしていくということ、大臣も是非勉強ください。よろしくお願ひします。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道です。保険法案の前に、今月の一日の日に施行されます。

した戸籍法の改正のことで法務省の方に一つお聞きをしておきたいことがあります。戸籍法が改正され、施行されて、外国人の離婚届の受理申請が立てがでなくなっているという問題であります。

改正戸籍法の二十七条の二第三項で、何人も、その本籍地の市町村長に対して、あらかじめ、法務省令で定める方法によつて、離婚届の受理申請を立てることができる、こういう規定になっているわけですが、実は外国人の場合はその本籍地がないということで、外国人については離婚届の受理申請を立てることができず、こういう問題が一つあります。また改正戸籍法では、離婚届が夫婦の一方から出された場合などには、その離婚届を持つて来庁しなかった側に対して離婚届が受理されたという通知を送ることになっております。しかし、外国人の場合にはその通知も除外をされているということになっております。

今、私は今回の改正戸籍法でそういう規定になっているのではないかと考えているんですが、まず、今私が申し上げたこと、これは正しいかどうか、局長から御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(倉吉敬君) 戸籍法上、改正戸籍法上でございますね、外国人の方が不受理申出の制度の対象とはなっておりません。また、離婚届等がされた場合の通知についても外国人の方に対して行われていないということ、委員の御指摘のとおりでございます。

○近藤正道君 これは気が付かなかったのかどうなのかよく分からないんですが、外国人については、日本国籍を有する者と比べて、親族法上非常に不安定な地位に置かれると。外国人の場合は、日本人の配偶者であるという問題が即ちこの人たちの在留資格の喪失の問題とストレートに結び付いているわけですね。ですから、離婚ということになると直ちに在留資格を失う。

この離婚の問題についていろいろ紛争があるときに、まあ日本人であれば、離婚届の不受理の申請を立て、争いがあるときに不受理の申請を立てして

おつたり、あるいはそうじゃなくて離婚届が出されたときに直ちに対応できるような、そういう制度が今度の改正戸籍法で整えられているにもかかわらず、外国人の場合にはそれが無い。そうすると、全く対抗する手段がなくて、一挙に離婚されて同時に在留資格を失う。これは本当に差別的な結果になってしまう。

これは、何とかしてやらないとまさに外国人差別という結果になるんじゃないか。どういふふうなこれに對して対応されるのか。今、こういう戸籍法の改正を受けて、それが施行されてこれは困ったという、言わば悲鳴を上げている人たちが何人かいるようでございますが、法務省としてはどういふふうに対応されるんでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) 外国人の方がこれらの制度の対象外とされてしまふということに不都合があるということは、もう委員御指摘のとおりでございます。

これは、戸籍法という制度の中にのせるのは、戸籍法が日本国民を対象にする法律であるもので、それからそこであるところがあるわけですが、何らか実務上、外国人の皆さんに対しても日本人と同様の対応を取るべく早急に必要準備を進めているところでございます。

○近藤正道君 戸籍法は日本国民を対象というふうな言つても、条文の中には何人もという規定が随所にあるわけでありまして、私はどうしてこういう過ち、結果としての過ちを犯してしまったのか、是非お聞きしたい。

そのことと、対処法なんです、やっぱり法的にきちつと対応するというのが一つと、もう一つは、法的に法改正を含めて対応するには一定の時間が掛かるわけで、しかし同時に、社会はどんどん動いて、人間関係も動いているわけで、当面、直ちにこういう差別的な状況はやっばり何らかの形で解消しなきゃならぬと。抜本策と当面策と、そしてどうしてこういうことになってしまったのか、この三つについてお答えいただけますか。

○政府参考人(倉吉敬君) まず、前提の問題でございませうけれども、何人もと、戸籍法よくそこは書いてあるわけですが、これは日本国籍を有する者であるという前提でございます。これはもう戸籍法を通じての解釈でして、戸籍法というのは日本国籍のある人についてどうするかということ規定している、そういう法律であるということでございます。

これまで、言わば行政上のサービスとして不受理申出という制度を通達上やっております。これを戸籍法上の制度としようということで戸籍法に持つてきたわけですが、そのときに日本人が対象になつてしまつたと、こういうことでございませう。

繰り返して申し上げますが、こういう制度が不都合であることは委員御指摘のとおりであります。早急にこれを改めるように、外国人の方についてもとにかく急がなければいけません。そのこともありますので、通達を用いて実務上できるだけ早く元の形にしたいと思つております。

○近藤正道君 分かりました。了解をいたしました。結婚とか離婚とかというのはまさに毎日のように起こっていることでありますので、可及的速やかに、取りあへず通達で外国籍の方が困らないような措置を至急講じていただきたいと強く要望申し上げます。本題の保険法の質問に入りたいというふうな思っています。

実は、幾つか用意しておりましたけれども、大体問題意識は同じでありまして、私の聞きたいことはもう本場に皆さん質問されておりますので困っているわけでございますが、私も、今ほど来話がありました団体定期保険、団体生命保険については是非お聞きをしたいというふうな思っております。

私は、やっぱり他人の命あるいは不幸、このことによつて企業が一定の利益を確保する、このことは本来あっていいんだらうか、公序良俗との関係で、あるいは倫理とかかわりで根本的に問題があるというふうな思っております。

ものが従来かなり野放しだったと。それがその後、歯止めを掛けられつつも、今回の保険法の中で一定のやっぱり合法領域を確保するということになるということについて、大変危惧の念を持っている一人でございます。

そこで、まず最初に、一番最後でこんなことを聞くのもなんですが、聞いていただいても、団体生命保険の趣旨、目的をまず明確にしたい。だから、こういうふうなふうに思っています。いかがですか。

これは、今日は金融庁、来ていますよね。

○政府参考人(三村亨君) 団体生命保険の保険約款には、保険の趣旨、目的が死亡した従業員の遺族の生活補償であり、死亡退職金規程等に準拠して保険金を支払う旨明記されてございます。

○近藤正道君 ここに金融庁が今年の三月に保険会社向けの総合的な監督指針というものを提出しておりますが、この中にも書いてありますが、全員加入の団体定期保険、団体生命保険、これは当該保険の目的、趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあるということを確認にしているわけでありまして、先ほど来、そういう側面は否定はしないけれども、本来もつとまた別のところにあるようないろいろな話が出てくるわけなんです、皆さんが作られた監督指針の中では、団体定期保険、生命保険は遺族及び従業員の生活補償にあると、これが目的なんだということを明確にしているわけでありまして、これでよろしいんですか。

○政府参考人(三村亨君) 委員御指摘のとおりでございます。

○近藤正道君 そういたしますと、お聞きいたしますが、主契約、主な契約において、遺族に支払われるべき保険金を会社が利得するようなケース、これはあるんですか、ないんですか。

○政府参考人(三村亨君) 現在の団体生命保険そのものの主契約において会社が利得をするといったこととはないと考えております。

○近藤正道君 そうおっしゃいますけど、依然として主契約の趣旨、目的がそうでないという形で使われているケースはあるんじゃないですか。

ヒューマンバリュー特約であっても保険金は原則遺族に支払われるべきだと、こういうふうな思っております。そのヒューマンバリュー特約で会社が保険金を受け取った場合、会社の逸失利益を超える金額は遺族に交付するのが私は筋ではないかと、こういうふうな思っております。会社が受領する部分があるとすれば、それは不当利得になるのではないかと。

先ほど大臣が、会社がもうかつてはならないと、これは厳重に監視をしていかなければならないと、こういうふうな御答弁をされておりましたけれども、今のヒューマンバリュー特約の中で会社が受領する部分があるとしたら、これは論理の問題であります。不当利得になるんではないか、そういうものがあるとしたら、こういうふうな私は思うんですが、金融庁の見解はいかがですか。

○政府参考人(三村亨君) 御指摘のヒューマンバリュー特約につきましては、企業が従業員の死亡による負担すべき経済的損失に備えるためのものでございまして、被保険者たる従業員の同意を前提の上に保障を与えているものでございます。

したがって、団体定期保険は一定の必要性があり、被保険者の保護等にも配慮されたものであること等から、公序良俗に反することまでは言えないのではないかと考えております。

○近藤正道君 そんなことを聞いてるんじゃないでして、質問をよく聞いて答えてくださいよ。

私は、公序良俗に反しているかどうかとそんなことじゃなくて、例のヒューマンバリュー特約という形で一定の金額を会社が取るわけですよ。しかし、その中身を見たときに、本来遺族に行くべき部分が会社に行っているような場合には、これは不当利得という形で構成することは可能なんじゃないですかと、こういうことを聞いています。どうですか、もう一回。

○委員長(遠山清彦君) 三村参事官、的確な御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(三村亨君) ヒューマンバリュー特約におきましては、企業が受けた実際の逸失利益の多寡にかかわらず定額の保険金が支払われることとなっております。なかなかその部分を不当利得であるということを強制することは難しいのかと考えておりますが、委員の御指摘のような金融商品の申請が行われた場合には、審査基準を踏まえまして適切に審査してまいりたいと考えております。

○近藤正道君 法務省の民事局長にお尋ねをいたしますけれども、倉吉局長は衆議院の法務委員会の中で、遺族補償規定により死亡退職金を従業員の遺族に支払うことが定められていると、その金額を超える範囲で会社が保険金を受け取るという場合、このような場合にはおそ会社に不当な利益が生じないわけであり云々と、こういうふうな言っています。

この答弁は、遺族補償規定による死亡退職金を超える部分の会社の保険金受領を不当利得というふうな考えていると、論理的にそういうふうな私は受け取っておるんですけれども、実質的な中身で会社が余計なものを取った場合は不当利得になると、論理的にはそうだと、こういうふうな私どもは考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) そこで申し上げた意味は、その不当な利益、裸の意味で、社会的な意味で会社が何か余分に取って過ぎているよと、そういうものではないという意味で申し上げております。

不当利得返還請求権が発生することになれば、これは法律の世界では、契約に基づいて交付したものが不当利得返還請求権が発生する原因が起これば、それは契約の全部又は一部が無効になつて、だからその合意自体の効力が否定されるから、不当利得返還請求権に基づいて返還を請求できるんだと、こういうことになりました。

そういう法律的な意味での不当利得返還請求権が発生するという意味で申し上げたわけではありませんが、そういう死亡退職金についての会社の

中で規約が従業員との間で結ばれていると、その限度で仮に保険に入っているとすれば、それは会社に残り余分な利益は残らない、不正な利益と目されるようなものは残りませんと、そういうものもあるということをおっしゃったわけでございます。

○近藤正道君 さつき鳩山大臣が、会社が人の不幸でもってもうけるなんというのはそれは駄目だと、厳格にやっぱ監督をしていかなきゃならぬと、こういうふうにおっしゃいました。

ですから、私はこの定期団体生命保険についてはそもそもの趣旨がわしいという思いがあるんだけれども、仮にその約款上許容できる余地があったとしても、これは実質的に遺族のあるいは従業員の利益を不当に侵害しないと、このことが大前提で、約款の名を借りて事実上従業員に行くべきものを会社の方が取っているというふうな事態になれば、それは不当利得という形でもって返還を求めることだって可能だと、大臣はそういうふうにおっしゃっているというふうな私は受け取ったんですが、これは法律的な話をちよつと超えて、大臣の先ほどの、厳格にチェックをしていかなきゃならぬ、監督していかなきゃならぬと、こういうふうにおっしゃった趣旨をもう少し敷衍して教えていただけますか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) まず、従業員を被保険者とするわけですから、ちゃんと中身を全部説明して同意を取っているかということが大変大事であつて、さつき仁比さんの質問でどうか、そんなのは張り紙一つないというふうな話を聞くと、その辺は厳しく完全に同意を取っているかどうかというチェックはしなければならぬだろうということを思います。それから、そもそもそういうような事柄で、被保険者である従業員が不幸にして亡くなることによって企業に利益がもたらされるというようなことはあつてはならないと思います。

ただ、ヒューマンバリュー特約については私もよくまだ考えがまとまらない部分がございます。それは、会社が特別に一生懸命育ててきた、お金

をつぎ込んで育ててきた人材が亡くなつてしまつた場合にどう考えるかという問題はあるかと思ひます。

衆議院の保険法の審議のときに、未成年者だつたかな、未成年者に生命保険掛けるのはおかしいんじゃないかと、これは禁止したらどうだという意見があつて、なるほどなと聞いておつたら、多分事務当局の答弁であつたかと思ひますが、未成年者であつても特にスポーツの英才教育のように徹底して自分のお子さんに投資をしてゐる場合があるから、その場合は生命保険を掛けて万一の場合に備へるべきだという、そういう答弁があつて、ああそんなものかなと、自分ではよく分からぬなと思つて聞いておつた記憶があるわけで、それも一種のヒューマンバリューのような話なんだろうと。

ですから、ヒューマンバリュー特約というのを何も禁止すべきとは思つていませんが、そういう名を借りて企業が、不当利得とは申しませんが、不当に利益を得るようなことがあつてはならぬと、そこは痛切に思ひます。

○近藤正道君　かなり際どくて、まあ首の皮一枚とは言わぬけれども、それに近いような形でこの保険の言わば合法性が辛うじて維持されるのかなと。その場合の一つの条件が被保険者の同意と。これがあつて何とか辛うじてこの制度の合法性が担保されてゐると、こういうふうには、この法案を見る限りそういうふうには思ひますが、問題はその同意の取り方について規定が全くないということでございます。

午前中も、被保険者証の交付をしたらどうかと、こういう話がありました。私は被保険者証のやつぱり交付というのは必要だというふうには思ひますが、まず大前提として、書面でやつぱり了解をきつと取る、書面で了解を取ると。その書面を取るに当たつて、契約の中身、保険のやつぱり中身は分からな過ぎますので、被保険者証の交付がやつぱり伴うべきだと。被保険者証を交付して、そして、それで中身を了解した上で書

面での同意を出すと、こういうようなことをきつとやらないうやつぱり問題が残るのではないかと。

大臣は検討をするということでありまふけれども、そうではないで、これは約款になるのかどうなのか分りませんが、このことをやつぱり強くこれから求めていくべきではないかと。そうじゃないと、この制度はやつぱりおかしいよということになるのではないでしようか。

コストだつてどのぐらい掛かるのか分りませんが、そもそもコストの試算をやつたのかどうか、これも是非聞きたいというふうには思つておりますが、もう一度、書面による同意、このことを大臣にお聞きをしたいと、こういうふうには思ひます。

○国務大臣(鳩山邦夫君)　書面がいろいろ被保険者証というのがいいのか、あるいはそれらはなくともいいのか。とにかく被保険者である従業員の完全な了解を取ることが必要だと思ひます。

で、これは不幸にして事件が起きたときに意味を持つ保険ですから、できれば、その従業員の家族がそれを見て、ああ、うちのお父さんはこういう保険に入つてゐるのか、こういう保険の被保険者になつてゐるんだなということを確認する必要があるだろうと思ひます。

だから、同意というのは少なくとも、言葉で、あなた、今度会社で団体生命保険に入るからいいかい、はい、いいよというのにはならないんですよ。どういう場合に、幾らぐらい、だれに払われるか、受取人がだれであるかということまで全部きちんと説明して初めて同意ということですから、書面とか被保険者証の発行というようにな仕組みをつくらば確かに完全なる同意に近づくとと思ひますから、検討課題だと思ひます。

○近藤正道君　もう少し、まあ法案の中でそれは明記されればいいんですけども、今の出されたものについてはそういうふうなものがなされておられません。

どうやつて真意に基づく同意、この実効性を確保するかということなんですが、今大臣の頭の中

には一つの素案みたいなものはまだないんでしうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君)　保険法については、何年も前から強い関心を抱いてきたのではなくて、法務大臣になつてから初めていろいろ勉強したり研究していることでございますので、まだ確たるものがまとまつておりませんが、専門家にいろんな検討を命ずる権限は法務大臣は持つてゐると思ひます。

○近藤正道君　是非その権限を発動して、できれば参考人質疑の後の、もう一回質疑の時間があるようでありまして、そのころまでに大臣の考え方も披露していただければ大変有り難いと、こういうふうには思つてゐます。

それと、保険給付の履行期の問題でございます。これも午前中議論になりました。

私は、やつぱり相当の期間ということにつきましては大変心配をしております。最高裁の判例が平成九年の三月に出たわけでありまして、三十日と、それと調査終了後遅滞なくと、期間内に必要な調査を終えることができないときと、こういう形で判例的に一応整理されてゐたものが、今回の相当の期間ということはどういうふうになるのか、後退するんではないかというふうな懸念を持つておりますが、まず、この法案二十一条の相当の期間の立証責任というのは基本的にだれが負うんでしうか。

○政府参考人(倉吉敬君)　二十一条一項の相当の期間の方、約款に期限が定められていて、しかしそれは相当な期間を超えてゐる、だから、約款では例えば六十日と決まつてゐるけれども、本件では三十日が相当なんだと、こういうケースであれば、当然、三十日であるということを主張、立証する側が立証責任を負うと、こういうことになりまふ。

○近藤正道君　どつちが、だれがやるんですか。○政府参考人(倉吉敬君)　ですから、保険契約者の側ですね。つまり、約款でいつたん六十日というのを合意してゐる、それを実はそれより短いん

だよと、必要な期間はそうではないんだということを言うわけですから、保険契約者側が立証責任を負うということになります。

前提として若干ちよつと説明をさせていたきたい、時間が掛かつて申し訳ございませんが。

実は、この相当な期間、一項に書いてある部分ですが、これは約款に一定の期間についての定めがある、それについてそれを整理するということ、こういう規定でございます。

約款には通常どういふ規定があるかといひますと、例えば損害保険であれば、原則として請求されたときから三十日以内に支払いますと、ただし、更に調査が必要な場合にはその必要が終了した後と、こういうふうなこれまで書いてあつたわけですね。平成九年の今御指摘のあつた最高裁の判例では、最初の三十日と、これはまあいいだろうと、合理的な範囲内だろうと。しかし、その後、ただ調査が終わつたら更に調査が必要ときは調査しますと、それが終わったときはというんじや幾ら何でも余りにも漠然とし過ぎてゐると、こんな約款は無意味であるということで無効であるということにしたんです。ただし書部分を、そうすると、本文部分の三十日だけが残つた、だから三十日以内に支払いなさいと、それで三十日以後に遅延損害金を付けたと、こういう事例でございます。

何を言いたいかと申しますと、その最高裁で争われた事例というのは、実は十二月の暮れに火災保険に入つて、それが年明けの正月の明けたころ、三日か四日に火で燃えてしまつたというケースでございます。当然に捜査の手が入りまして、保険金詐欺じゃないかということで、それで保険会社も出し渋つたわけですね。それでずるずるつといたつたやつなんです、最高裁は約款を客観的に解釈をして、そのただし書で書いてゐる部分は全く無意味であると、こういうことにしたわけでありまふ。

今回の法案ではそういうこともすべてひつくるめて相当な期間でないといけなと、期限を定め

た場合には、確定期限であろうと不確定期限であろうとすね。だから、本文の場合については、今の約款の本文に照らして言いますれば何日と書いてあるのが一番明確だと、こういうことになるでしょう。

しかし、何かモラルリスクめいたことがありそうだなと、保険会社が何か調査が更に必要だと、こういうときには更にそれは必要な調査をさせないといけないと、こういうことになるわけですが、それは無制限ではないということを示すためにいろんなことを二十八条一項で書きまして、それについての相当な期間としているわけです。

したがって、この保険法案ができた後、各保険会社で約款をこれから検討することになると思いますが、これからは保険会社、先ほどのただし書の部分について最高裁の判例が駄目だよと言ったような約款、これはもうなくなると思えます。当然にこういう事案について、こういうケースについて更に調査が必要な場合にその必要な期間とか、より具体的に書くことになる。その具体的に書く必要な期間とは何だろうかというの解釈の最終的な指針を示すものがこの二十八条の一項ということになります。

したがって、あつ、条文間違いました、失礼しました。二十一条一項だと大臣からおしかり受けました。申し訳ありません。

それで、そういうことになりますので、特にその……

○委員長(遠山清彦君) そろそろ答弁をおまとめください。

○政府参考人(倉吉敬君) ただし書の部分についてはいろんな決め方があると思うんですが、そこについては……

○近藤正道君 質問時間なくなつたよ。

○政府参考人(倉吉敬君) 済みません、必要な期間ということで十分に整序ができると、こう考えているところでございます。

○近藤正道君 時間ですのでやめますけれども、いずれにいたしましても、調査に関する証拠、たと

か資料は圧倒的にみんな保険会社が持っているわけですよ。そういう中で、その期間、まあ相当の期間のいかにあまいかということ、これは午前中も議論がありましたけれども、私はこれが現実にと、ういう機能を果たすのかということについては大変心配をしております。

この法案は、とにかく消費者保護というそういう大命題の下で、それに資するという形で出されているにもかかわらず、現実の果たす役割が果たして本当にそうなっているのかどうか、聞けば聞くほど心配になるわけでございますが、今局長は長答弁しましたので、私のもう一つ聞きたい時間、もうなくなりましたので、それは次回に譲るとして、質問を終わりたいと思います。

○委員長(遠山清彦君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(遠山清彦君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会